

第1回定例会会議録

平成29年 3月 3日（金）

開 会 午前10時00分

○議長（古越 弘君） おはようございます。

本会議に先立ちまして、内堀恵人議員が、全国町村議会議長会表彰の栄に浴され、表彰状が届いておりますので、この場において伝達いたします。

よって、定例会開会時刻を若干おくらせますが、御了承願います。

今回の表彰は、町村議会議員として15年以上在職し、多年にわたり地域の振興、発展に寄与された功績のあった議員に贈られるものであります。

○議会事務局長（木内一徳君） 内堀議員、議長の前までお進みください。

（古越 弘議長 表彰状代読）

（拍手）

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（古越 弘君） これより、平成29年第1回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側では、櫻井教育長、所用のため欠席する旨の届け出がありました。ほかは全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――諸般の報告―――

○議長（古越 弘君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 書類番号1をお願いいたします。

諸般の報告

平成29年3月3日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案33件・報告2件・諮問1件が提

出されています。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配付した請願・陳情文書表のとおり、請願1件・陳情1件が提出され受理しました。

4. 本定例会に説明のため、町長のほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、野元三夫議員外6名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次ページからは、監査委員の例月出納検査、定期監査報告書でございますので、後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（古越 弘君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） 報告いたします。

2月24日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成29年第1回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について、審議日程等を決定したので報告いたします。

本定例会は、町長から提出された案件は、議案33件、報告2件、諮問1件の計36件でございます。

一般質問の通告者は7名であります。

12月定例会以降提出された請願が1件、陳情が1件あり、受理いたしました。

これにより会期は、本日より3月13日までの11日間と決定することといたしました。

次に、審議日程につきまして、書類番号 1、15 ページをお開きください。

平成 29 年第 1 回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 1 日目	3 月 3 日	金曜日	午前 10 時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				議事録署名議員の指名
				町長招集の挨拶
				議案上程
				議案に対する質疑
				議案の委員会付託
				本会議終了後、議会全員協議会
第 2 日目	3 月 4 日	土曜日		議案審査
第 3 日目	3 月 5 日	日曜日		議案審査
第 4 日目	3 月 6 日	月曜日	午前 10 時	一般質問
第 5 日目	3 月 7 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日目	3 月 8 日	水曜日	午前 10 時	常任委員会
第 7 日目	3 月 9 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会
第 8 日目	3 月 10 日	金曜日	午前 10 時	全員協議会
第 9 日目	3 月 11 日	土曜日		休会
第 10 日目	3 月 12 日	日曜日		休会
第 11 日目	3 月 13 日	月曜日	午前 10 時	委員長報告
				質疑・討論・採決
				閉会

続いて、16 ページになります。

各常任委員会の日程でございます。

総務福祉文教常任委員会

3 月 8 日 水曜日 午前 10 時 大会議室

3 月 9 日 木曜日 午前 10 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

3月 8日 水曜日 午前10時 議場

3月 9日 木曜日 午前10時 議場

全員協議会日程でございます。

3月 3日 金曜日 本会議終了後 議員控室

3月10日 金曜日 午前10時 大会議室

以上で報告終わります。

○議長（古越 弘君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より3月13日までの11日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月13日までの11日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（古越 弘君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において

10番 笹沢 武議員

11番 内堀 恵人議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（古越 弘君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様には、時節柄、何かとお忙しい中にもかかわらず御参集を賜り、平成29年第1回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、私が町長としての3期目の運営を任されてから半分か過ぎました。この2年間、混乱ではなく、できるだけ安定した行政運営と急激な改革ではなく、山道を一步一步上るような堅実な改革に心がけて事業を進めてきたところです。

最初に、町が新年度に取り組むべき重要な課題について申し上げます。

まず、企画財政課ですが、旧メルシャン軽井沢美術館の活用につきましては、株式会社アマナと本年1月12日に基本合意に至りました。今後は、詳細を協議の上、決定し、来年度早期の協定締結を目指します。

なお、ことしは、実行委員会を組織し、龍神まつりにあわせてミニフォトフェスティバルを開催します。

また、当町で初めて地域おこし協力隊制度を活用し、隊員1名を採用した上で、その運営に携わっていただきます。

御代田町土地開発公社のやまゆり工業団地造成事業につきましては、平成28年度に未買収地の用地交渉を行ってきましたが、地権者様の御協力により、売買契約を締結し、用地買収が完了しました。

平成29年度につきましては、隣接する道路の路線測量、設計業務と工業団地の地形測量造成設計、用地測量業務を予定し、公社の事業計画に計上しました。

進出を希望する企業の要望等もお伺いしながら設計等を行い、道路工事、造成工事を実施して交渉が合意に至りましたら用地を売却します。

産業経済課では、新たな企業誘致促進策として、昨年12月議会で工場誘致地区内での用地取得に対する上限1億円の補助制度を創設しました。

やまゆり工業団地につきましては、早ければ来年度には首都圏からの企業誘致が実現できるよう、現在、御代田町への進出を希望している企業との調整など準備を進めています。

一方で、これまで町の産業の発展を支えてきた町内の既存企業との協力や連携を一層強化しなければなりません。商工業振興条例に基づく支援策を引き続き実施するとともに、町との懇談会の機会を増やしていきたいと考えています。

企業側からの意見や要望を町としてしっかりと受けとめる取り組みを通じて、製造業や商工業が盛んな御代田町だからこそできる、きめ細かな支援を実施してまいります。

前回の見直しから約20年が経過した御代田町農業振興地域整備計画の総合見直しに本年度から着手します。

この計画の見直しは、社会経済情勢の変化を踏まえた上で、町として優良農地の確保を図ることを目的とし、加えて移住・定住による人口増や企業誘致など、地方

創生の推進に向け有効な土地利用計画を作成したいと考えています。

クラインガルテン事業では、今年度は2つの目標を掲げて取り組みを実施しました。1つ目の目標のラウベの全棟契約は、ツイッターやフェイスブックを活用した情報発信や首都圏を初め佐久市や軽井沢町の観光施設等にターゲットを絞ったPR活動などを展開しましたが、全棟契約には至りませんでした。引き続き、広報活動を継続するなど、目標達成に向けた積極的な取り組みを展開してまいります。

2つ目の交流事業の促進につきましては、運営協議会や各種団体などによる交流事業を2月末現在で23回開催し、延べ671名の方に交流施設を利用いただきました。引き続き各種団体等と連携しながら、交流施設の利用拡大に向けたさまざまな企画を実施するとともに、本事業が移住、定住の促進につながるよう、さらなる戦略性を持った事業展開を図ります。

町民課で進めております東原児童館の新築事業につきましては、予定どおり3月15日までに完了となる予定で、23日に開館式を行いますので、御出席をお願いいたします。

これによりまして、町の児童館全てで小学校6年生までの受け入れが可能になったことで、働く子育て世代に対する大きな支援につながるものと考えています。来年度には、平和台児童館と旧東原児童館の取り壊しを予定しています。

建設水道課では、まず、平成28年度の第2期都市再生整備計画事業につきましては、現在、上ノ林児玉線、上小田井雪窓線、児玉荒町線、南浦3号線の4路線を進めていますが、年度当初は国土交通省からの交付額が要望の30%にとどまり、思うように進めることができませんでした。しかし、4路線のうち、上小田井雪窓線、児玉荒町線は、追加内示に伴い工事完成が平成29年度にかかるものの、全線完成する見込みとなりました。これによって平和台地区の主要町道は全区間の整備が完了します。

平成29年度は、東林大林線、児玉区世代間交流センター東側の工事を全線行う予定です。

また、上ノ林児玉線、南浦3号線、広戸御代田停車場線、広戸地区も一部工事を予定し、平成30年度までの供用開始を目指します。

当町は、長野県内で人口増を続けている数少ない自治体の一つですが、今後、人口減少や少子高齢化の進展が懸念されることから、今年度、移住・定住のための住

宅用地の確保を検討してきました。

一つは、役場庁舎から桜ヶ丘までの土地区画整理事業を見据えた入向原地区で、既に地権者への説明会を持ち、事業の推進に御賛同をいただきました。

2つ目の平和台県営住宅の未利用地については、現在、事業の実現性の調査をまとめていますが、あわせて長野県との協議を開始しました。この2つの土地につきましては、来年度も実現に向けてさらに推進したいと考えています。

都市計画道路につきましては、現在、役場新庁舎の建設を進めていますが、庁舎整備の完了とともに、周辺道路も整備するため、人や車の動線が変化していくことが考えられます。

そうした時期を捉え、見直しが難しいとされてきた計画道路の位置や区域について、平成29年度から検討に着手し、住民の皆様の御理解をいただきながら進めてまいります。

空き家対策としましては、空き家を移住・定住や人口減少に対応する地域資源として捉えることで、利活用の可能性が注目されています。今年度は空き家の実態調査結果等をもとに検討を重ね、空家改修等補助金交付要綱を策定しました。平成29年度から補助制度運用を開始していきたいと考えています。

保健福祉課では、第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者ができる限り住みなれた地域で生活の継続を目指す地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

中でも介護予防、日常生活支援総合事業が、高齢者を支える重要な施策となっています。この事業は、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、介護予防や見守り等の生活支援サービスを総合的に提供する事業です。当町では、はつらつサポーターが業務を担い、町内の4地区の世代間交流センターや公民館を会場に事業を展開し、2月末現在で89名がサービスを利用しています。

はつらつサポーターは、昨年7月にNPO法人化し、地方創生加速化交付金を活用して、車両3台を購入するなど、高齢者の移送支援を開始しています。現在は、運転講習終了者8名体制で要支援者と事業対象者、約190名のうち、主に通院、買い物支援の必要な方の移送支援を行っています。

10年にわたる健康なまちづくりと介護予防活動の推進により、65歳以上の要介護認定率は県内で一番低い状況になりました。

また、増え続けていた介護給付費は、平成24年度は横ばいになり、平成26年

度は783万円、平成27年度は744万円、前年度に比べ減少しています。

その結果、10年前には、県内で2番目に高かった介護保険料は、63保険者中39番目までに改善されています。

教育委員会では、重点目標として、障害のある子もない子どもともに学ぶことができるインクルーシブ教育の推進を図ります。

子ども一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援が通常学級で行えるよう、特別支援教育に対する知識と経験が豊富な職員を1名配置し、小学校を巡回していただきます。

また、小中学校へ学校司書業務として臨時職員の配置を行います。学校司書を配置することで全ての学校で朝朗読、朝読書を行うなど、さらなる読書活動に関する取り組みを行い、児童生徒の確かな学力、豊かな人間性、教養、想像力を育むことが期待されます。

また、専門の学校司書がいることにより、授業のカリキュラムに合った本を提供するなど、調べ学習に手厚く対応することが可能となります。

総務課では、まず、役場新庁舎の建設工事の進捗状況につきましては、本年2月8日に138本の杭打ち工事が終了し、現在は掘削作業を4工区に分け進めています。

これまで大きな支障もなく、計画どおりに進捗しており、3月末時点で全体工事の12%が完了する予定です。

今後の計画は、5月から6月に鉄骨工事、11月から内装工事を行い、平成30年3月25日の竣工を目指しています。

防災関係では、長野県による土砂災害警戒区域等の指定を受け、土砂災害警戒区域についての周知を図るとともに、皆様に御理解いただくよう土砂災害防災マップを作成し、2月10日の文書配布により全戸配布しました。

土砂災害警戒区域等の指定は、どこが危険かを明らかにするソフト対策であり、土砂災害防災マップについても町民の皆様に御理解をいただかなければなりません。そこで、マップの見方や各地区での防災意識の向上を図ることを目的に町内3カ所で説明会を開催しました。

また、マイナンバー制度の施行により、本年7月から国、地方を通じたマイナンバーを活用した情報連携が始まり、これに伴い情報のシステムのセキュリティ強化

が必要となります。

当町においては、ネットワークの再構築を含め、端末への二要素認証の導入、以前から行っている端末からの情報持ち出し不可設定など、自治体情報システムの強化を進め、機密性、完全性、可用性を確保したセキュリティー対策を講じることとなりました。

また、長野県内の特殊詐欺被害が後を絶たない深刻な状況にありますので、引き続き町民の皆様の個人情報と財産を守るための消費者行政を推進してまいります。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、人事案 2 件、事件案 4 件、条例案 10 件、制定 1 件、一部改正 9 件、平成 29 年度当初予算案 11 件と平成 28 年度補正予算案 6 件の計 17 件、報告事項 2 件、諮問 1 件の合計 36 件です。

提案させていただきます議案の概要を申し上げます。

人事案件につきましては、御代田財産区管理委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う選任同意をお願いするものです。

事件案につきましては、施設の指定管理者の指定について議会の議決 2 件、新たに町道 3 路線の追加認定及び佐久水道企業団規約の一部変更についての協議をお願いするものです。

条例案につきましては、長野県収入証紙等を購入のための新たな基金を創設するため、御代田町収入印紙等調達基金条例の制定案を提出しました。

条例の一部改正につきましては、消防団活動の向上を図るために、委員定数を 1 名増やす御代田町消防委員会条例の一部改正を、平和台児童館の閉鎖に伴い、所在地番の変更ほかを行うため、児童館条例の一部改正を、平成 29 年度より町独自の保育料軽減を開始する条例改正を御承認いただきましたが、別表に誤りがありましたので訂正のため、保育料徴収条例の一部改正を行います。このほか 5 件につきましては、国の法律等の改正を受け一部改正を行うものです。

なお、特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、新クリーンセンター整備に係る地元要望事項の具体化などに起因して混乱を招くことになり、町長としての責任を痛感し、減額を行うものです。

次に、予算案ですが、平成 29 年度当初予算につきましては、第 5 次御代田町長期振興計画の 5 つの基本構想の柱であるまちづくりの実現のため、継続的に健全財政を堅持し、町単独で実施する事業はもとより、近隣市町との連携を図る中で、大

型事業を進め、また、少子高齢化、人口減少社会に対応して、地方創生への取り組みを本格的に進めていくとして当初予算編成を行いました。

一般会計の予算額は72億8,349万円で、前年度に比べ1億6,594万円、2.2%の減少となっています。

歳入では、町税が22億5,211万円の計上で、前年度に比べ7,334万円の減となっています。

固定資産税は、時点修正による地価の下落はあっても、安定した税収を保っている反面、国や県の経済政策により景気は低迷ぎみとはいえ、上向いているものの、先行きの不透明感がぬぐえない中で法人町民税を前年より約5,000万円減で見込んでおります。なお、個人町民税については、ここ数年わずかではありますが、増加しております。

地方交付税は、平成29年度地方財政対策の交付ベースで16.3兆円が確保されています。前年比マイナス2.2%とあり、また、算定方法の変更も行われることから、過大に見込まず、前年予算額と同額を計上しました。

国庫補助金では、臨時福祉給付金事業補助金として4,517万円、社会資本整備総合交付金1億1,955万円などを計上し、国庫支出金全体では548万円の減となっています。

また、現在進めております役場庁舎整備事業の財源として、庁舎建設基金からの繰り入れなどを計上し、繰入金が1億910万円の増、同事業での借り入れや、道路事業などの借り入れを計上し、町債で2億5,280万円の減となっています。

歳出では、役場庁舎整備経費17億4,916万円をお願いしました。

都市再生整備計画事業として、上ノ林児玉線、南浦3号線ほか道路改良事業1億4,227万円、社会資本整備総合交付金事業として5橋の橋梁修繕工事など1億2,900万円を予定しています。

また、ミニフォトフェスティバル関係経費795万円のほか、税コンビニ収納関係経費、平和台東原児童館解体工事や農産漁村地域整備交付金を受けて実施する児玉雨池水路改良、新クリーンセンター整備に伴う改良工事を含んだ町単独道路新設改良費などをお願いしました。

また、特別会計については、旧特別会計で総額39億1,278万円と前年に比べ2,361万円、0.6%の増加となっています。施設介護サービス給付の伸びに

よる介護保険特別会計、広域連合への保険料等負担金が増加している後期高齢者医療特別会計などによるものです。

続きまして、平成28年度一般会計補正予算（第5号）の概要ですが、歳入歳出総額にそれぞれ6,511万円を増額し、合計66億5,623万円とするものです。

歳入は、補正予算財源として留保してあった普通交付税6,928万円の増額、収入実績からふるさと納税寄附金を増額し、事業費の見込みや確定による国県支出金や町債の減額、財政調整基金繰入金の減額を計上しています。

歳出は、ふるさと納税特典事業委託料707万円、ふるさと創生基金積立金682万円の増額のほか、社会資本整備総合交付金事業として実施している橋梁修繕事業において、測量設計や工事費など、事業費の確定に伴う減額などを計上しました。

その上で、土地開発公社が実施しているやまゆり工業団地造成事業資金として貸し付けるための原資として、土地開発基金積立金3,000万円、今後、社会体育施設の改修等が想定されることから、教育施設整備基金積立金として7,600万円を計上しました。

また、特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計など4会計において合計5,289万円の減額補正を計上しました。

報告事項につきましては、町道における車両損傷事故に係る損害賠償についての専決処分事項の報告と、平成29年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告です。

最後に、諮問1件につきましては、平成29年6月30日をもって人権擁護委員2名の任期満了に伴い、現在の委員の再任について意見を求めるものです。

以上、概要を申し上げましたが、詳細については、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの御採決をいただきますようお願い申し上げます。平成29年第1回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（古越 弘君） これより議案を上程します。

―――日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告について（町道一本木

朝日線での車両損傷事故に係る損害賠償について）―――

○議長（古越 弘君） 日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題とし

ます。

報告理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) おはようございます。議案書の4ページをお開きください。

報告第1号 専決処分事項の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。

5ページになります。

専第1号

専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について

第1項の規定により町道一本木朝日線での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて次のとおり専決処分する。

平成28年12月1日 専決

御代田町長 茂木祐司

1. 事故の発生日時でございます。平成28年10月28日午後5時ごろでございます。

2. 事故発生場所

御代田町大字御代田3662番1地先でございます。

町道一本木朝日線。こちらは、児玉地区の新田と呼ばれる場所に新幹線が通っておりますが、その南側の側道からさらに南へ40mほど下った畑地帯をパラダ側に通り抜けられる道路でございます。幅は、狭い、幅がかなり狭い町道でございます。

3. 事故の概要

被害者が町道一本木朝日線を北方向へ走行中、大きな衝撃を感じ、車両をおりて確認したところ、長さ110cm、幅70cm、深さ10cmのポットホールを確認し、右前タイヤをパンクさせてしまいました。当時は、夕方になっておりまして、暗く雨が降っていたために視界不良でありました。傷んでいた舗装が降雨により洗掘され、ポットホールが拡大して起きた事故でございます。

なお、被害者にけがはなかったとのことでございます。

4. 損害賠償額でございますが、1万6,000円。こちらはタイヤの修理費になりますが、相手が6、町が4の過失割合とし、そのうちの6,400円を全国町村会総合賠償補償金で対応させていただきました。

以上のとおり報告いたします。申しわけございませんでした。

○議長（古越 弘君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第6 議案第1号 御代田財産区管理会委員の選任について―――

○議長（古越 弘君） 日程第6 議案第1号 御代田財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） おはようございます。議案書の6ページをお開きください。

議案第1号 御代田財産区管理会委員の選任についてでございます。

町長の挨拶にもございましたが、任期満了に伴う委員の選任でございます。

下記の者を、御代田財産区管理会の委員に選任したいから、御代田財産区管理会協議書第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記としまして、氏名、柳澤忠良、住所、御代田町大字御代田3035番地5、生年月日、昭和14年2月26日。

氏名、土屋延男、住所、御代田町大字御代田3871番地1、生年月日、昭和15年1月22日。

氏名、市川 基、住所、御代田町大字御代田2231番地7、生年月日、昭和13年10月10日。

氏名、樋田興一郎、住所、御代田町大字御代田 3 9 1 2 番地 1 3、生年月日、昭和 1 7 年 5 月 3 0 日。

氏名、尾台吉正、住所、御代田町大字御代田 1 8 0 9 番地、生年月日、昭和 1 5 年 5 月 5 日。

氏名、板橋三雄、住所、御代田町大字御代田 2 6 2 1 番地イ、生年月日、昭和 2 4 年 1 1 月 3 日。

氏名、櫻井 税、住所、御代田町大字御代田 2 4 2 1 番地 2、生年月日、昭和 2 0 年 1 1 月 8 日。

以上でございます。よろしく御審議の上、同意いただくようお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり選任することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第 1 号 御代田財産区管理委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第 7 議案第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 7 議案第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

提案理由の説明を求めます。

相澤税務課長。

（税務課長 相澤 昇君 登壇）

○税務課長（相澤 昇君） 議案第 2 号について説明いたします。

7 ページをご覧ください。議案を朗読させていただきます。

議案第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記といたしまして、住所でございますが、御代田町大字馬瀬口2222番地、氏名、高山頼剛、生年月日、昭和30年6月17日。

平成29年3月3日提出

御代田町長 茂木祐司

提案理由であります。固定資産評価審査委員会は、地方税法第423条の規定により設置し、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定しております。

委員は3名以上で、任期は3年、当該市町村の住民で、市町村税の納税義務のある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て市町村長が選任をすると規定されており、御代田町では3名の委員を選任しております。

今回、同意を求める高山頼剛氏は、長年金融機関に勤務をされ、固定資産の評価について、精通されていることから、議会の同意を得て、平成26年1月1日から平成28年12月31日の任期で固定資産評価審査委員会に選任しておりました。

本来であれば、委員の欠員期間が生じないよう12月議会に上程をし、選任同意をいただくべき案件でありましたが、失念をしており、今回上程させていただくこととなりました。

なお、任期は、平成31年12月31日までとなります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり選任することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第8 議案第3号 御代田町やまゆり共同作業所の指定管理者

の指定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第8 議案第3号 御代田町やまゆり共同作業所の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書8ページをお願いいたします。

議案第3号 御代田町やまゆり共同作業所の指定管理者の指定について

下記の者を御代田町やまゆり共同作業所の指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、

施設名称 御代田町やまゆり共同作業所

施設の所在 御代田町大字御代田2450番地1

指定管理者 社会福祉法人 御代田町社会福祉協議会

指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者の候補者の選定につきましては、現在の管理者である御代田町社会福祉協議会について、やまゆり共同作業所指定管理運営評価シートによりまして評価を行いました。その結果、100点満点中84点ということで、特にすぐれていると評価をいたしました。

御代田町社会福祉協議会は、この5年間、指定管理者として特に問題もなく運営しており、今後、障害福祉の発展に期待できる社会福祉法人であると判断いたしました。

以上、総合的に評価をした結果、御代田町社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定するに至りました。

説明は以上でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第3号 御代田町やまゆり共同作業所の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第9 議案第4号 御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者

の指定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第9 議案第4号 御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井消防課長。

（消防課長 大井睦雄君 登壇）

○消防課長（大井睦雄君） 議案書の9ページをお願いいたします。

議案第4号 御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

下記の者を御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者として指定したいことから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御代田町条例第18号）第4条第1項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、

施設の名称 御代田町消防団第1分団詰所

施設の所在 御代田町大字塩野884番地1

指定管理者 御代田町塩野区

指定の期間でございますが、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第4号 御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第10 議案第5号 町道の路線認定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第10 議案第5号 町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書10ページをお開きください。

議案第5号 町道の路線認定についてでございます。

町道の路線を下記のとおり認定したいので、道路法第8条第2項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

記、新規認定路線の位置につきましては、別紙資料番号5、位置図をあわせてご覧ください。

路線名、向原35号線、起点が御代田町大字草越字向原1173番881。

終点が、同じく字向原の 1 1 7 3 番 1 0 3 3 でございます。

延長が 1 0 7 . 0 m、幅員が 4 m、路面性状はアスファルトでございます。

それと、もう一つの路線です。2 番目ですが、向原 3 6 号線、こちらも大字草越字向原の 1 1 7 3 番 8 8 1 から終点同じく字向原の 1 1 7 3 番 8 8 7。

延長が 8 3 . 0 m、幅員が 4 m、路面性状がアスファルトでございます。

3 番目の路線は、向原 3 7 号線でございます。

同じく、字向原の 1 1 7 3 番 1 6 5 3、字向原の 1 1 7 3 番 8 8 7 でございます。

延長は 1 1 1 . 0 m、幅員が 4 m、路面性状がアスファルトでございます。

今回の路線につきましては、向原地区にございます J A 佐久浅間伍賀支所の北側に当たるところでございます。J A から北の新幹線、いわゆる 1 3 町歩の圃場畑地帯との間に位置しておりまして、この道路、以前に宅地分譲の開発でできた道路でございまして、今回、道路として路線認定をいただき、お認めいただき管理してまいりたいというふうに思いますので、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 1 1 議案第 6 号 佐久水道企業団規約の一部変更について ―――

○議長（古越 弘君） 日程第 1 1 議案第 6 号 佐久水道企業団規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 1 1 ページでございます。

議案第 6 号 佐久水道企業団規約の一部変更についてでございます。

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定によりまして、佐久水道企業団規約を次のとおり変更いたします。

記

佐久水道企業団規約の一部を次のように改正する。

第 8 条第 5 項中「任期満了前」を「任期満了後」に改める。

第 1 3 条を削る。

附則、この規約は長野県知事の許可のあった日から施行する。ただし、1 3 条の改正規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別紙資料、新旧表はありました。5 の裏にございます。これは、佐久水道企業団規約を変更することについて、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定によって協議を行うため、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めます。

変更の内容は、平成 2 9 年度から水道利用者に対する水道サービスの一層の向上を図るため、佐久水道企業団で経営している簡易水道事業を水道事業に統合するとともに、任期満了による企業長の選出を行う場合の選出方法につき、現任者の任期満了後に新しい市町長による互選を行うということとしようとするものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 1 2 議案第 7 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給

与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 1 2 議案第 7 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の

給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 議案書の 1 2 ページをお願いいたします。

議案第 7 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一

部を改正する条例案について御説明いたします。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成29年3月3日提出。

御代田町長でございます。

この一部改正は、新クリーンセンター整備に係る地元要望事項の具体化に起因して、混乱を招くこととなり、その責任を痛感し、町長、責任を明らかにするとともに、自らを律することとして給与の減額条例を提出させていただきました。

30%の一月の減額を行うものでございます。73万3,000円から51万3,100円ということで、減額は、金額では21万9,900円でございます。

13ページをお願いいたします。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

附則に、平成29年4月1日から平成29年4月30日までの町長の給料月額を51万3,100円と1項を加えるものでございます。

平成29年4月1日から施行するということでございます。

御審議のほどをお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第13 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

(総務課長 尾台清注君 登壇)

○総務課長(尾台清注君) それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出する。

平成29年3月3日提出。

御代田町長でございます。

改正理由、概要につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、看護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正を受け、行うものでございます。

主な改正内容は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をし、さらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援に係る規定の改正を行うため上程するものでございます。

それでは、16ページをご覧ください。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

第2条、第2条の2及び第2条の3において、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しを行います。

第2条第3号ア(イ)にて、この要件の緩和を、そして、第2条の次に新たに対象となる子の範囲を見直しまして、第2条のイとして加えてございます。

この修正とともに、第2条第3号イ、第2条の3、第2条の2の第3号にて字句の修正を行っております。

3条1号にて整理を行いまして、この3条1号の次に2号として新たに承認の取り消しの号を追加いたします。そのため3条2号から7号を1号ずつ繰り下げて所要の改正を行ってございます。

第8条では、労働基準法第67条に規定された育児のための部分休業について明確化のための改正を行うもので、第8条に3項として、新たに非常勤職員の部分休業についてを追加いたしました。

2項にて正規職員の部分休業の明確化と第8条第1項では、再掲があるため勤務時間条例を加えてございます。

この条例は、公布の日から施行するということで、御審議のほどお願い申し上げます。まして提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第9号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第14 議案第9号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） それでは、22ページをお願いいたします。

議案第9号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について

平成29年3月3日提出する。

御代田町長でございます。

それでは、23ページをお願いいたします。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

第5条の2では、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しに特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等に改めまして、要介護者を加えるものでございます。

5条の3では、要介護者と字句を改めまして子どもの範囲の拡大をし、1項から3項の読み替え規定を整備するものでございます。

第8条では、介護時間を追加、第12条では要介護者についてを加え、要介護者

の一つの継続する状態ごとに3回を超えず、かつ6月を越えない範囲で指定期間に介護休暇の分割取得ができるようにしたものでございます。

12条の次に新たにこの介護時間についてを第13条として起こしまして、そのため、従前の13条から16条、これを各1条ずつ繰り下げるものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行するというところでございます。

御審議のほどお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第10号 御代田町町税条例の一部を改正する条

例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第15 議案第10号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

相澤税務課長。

（税務課長 相澤 昇君 登壇）

○税務課長（相澤 昇君） 議案第10号について説明いたします。

議案書29ページをご覧ください。

議案を朗読いたします。

議案第10号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

御代田町町税条例（昭和37年御代田町条例第11号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出する。

平成29年3月3日提出

御代田町長 茂木祐司

今回上程する御代田町町税条例の改正でございますが、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、市町村民税の申告等を規定し

た地方税法第317条中の「仮認定特定非営利活動法人」という名称が「特例認定特定非営利活動法人」と改められたことにより、御代田町町税条例第36条の2の規定にある表記も同様に改めます。

2つ目は、個人の都道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、地方税法附則第5条の4の2に規定された個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限が2年延長されたことに伴い、御代田町町税条例制定附則第7条の3の2の規定中、適用の対象となる町民税の年度と居住年の対象期間をそれぞれ2年延長するものでございます。

3つ目は、軽自動車税の税率の特例について規定された地方税法附則第30条中の軽自動車のグリーン化特例の適用期間を1年延長することにあわせて行われた字句の追加及び訂正を御代田町町税条例制定附則第16条の条文及び表中についても同様に行うものでございます。

30ページをご覧願います。

ただいま説明いたしました内容での改正条令（案）でございます。

施行期日を平成29年4月1日として附則に規定しております。

31ページから36ページは、新旧対照表でございます。

下線を引いた部分が改正箇所でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午前10時59分）

（休 憩）

（午前11時11分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第16 議案第11号 御代田町収入印紙等調達基金条例を制

定する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第16 議案第11号 御代田町収入印紙等調達基金条例を
制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀会計管理者。

（会計管理者 内堀淳志君 登壇）

○会計管理者（内堀淳志君） それでは、議案書37ページをお願いいたします。

議案第11号につきまして御説明いたします。

議案第11号

御代田町収入印紙等調達基金条例を制定する条例案について

御代田町収入印紙等調達基金条例を制定する条例について、別紙のとおり提出す
る。

平成29年3月3日提出

御代田町長 茂木祐司

こちらの制定理由ですけれども、現在、業務上、収入印紙等や切手を必要とする
課では、その都度伝票を作成し、現金で購入しておりますが、基金を創設し、その
運用方法を定めることにより、必要とする課では現金を使用せず、必要なときに迅
速に調達できるなど、事務の効率化を図るとともに、印紙等売り捌き場開設時の平
成3年度から運用しております切手等の購入資金の適正化を図るものでございます。

38ページをご覧ください。

各条ごと概要を御説明いたします。

第1条では、設置理由、第2条では、基金の額について定めております。基金の
額は、現在の購入資金50万円をもとに定めております。第3条では、基金の保管
方法について、第4条では、購入する収入印紙等の種類について、第5条では購入
計画について、6条では、払い出し価格について、7条では、売り捌き手数料など
第2条で定めました基金額50万円を超えた場合、一般会計に繰り入れるなど過不
足が生じた場合の処理について定めております。

附則としまして、施行日を29年3月31日からとしております。

なお、平成29年度から基金の運用をする関係から、今回の28年度補正予算で

基金積立金50万円を計上させていただいております。

また、現在の切手等の購入資金50万円につきましては、雑入で収入する予定でございます。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

今の収入印紙調達基金条例、50万円の基金を創設するに当たりまして、説明いただいたんですが、現金をその都度用意をするとか、あとその都度、伝票を書くとかというような現状での不備な点というのをちょっと御説明いただいたんですが、もう少し詳しく目的と意義、それから、利点、また、現状での今言われた不利益な点、そういうのをどういうものがあるんでこういう基金をつくるのかというのをもう少し詳しく御説明願えればありがたいです。

○議長（古越 弘君） 内堀会計管理者。

○会計管理者（内堀淳志君） お答えいたします。

御質問の基金創設の目的等についてお答えする前に、収入印紙や切手、証紙等の購入の現状について御説明いたします。

切手等の購入は、印紙等売り捌き場開設時の平成3年度と4年度に出資金として支出した現金50万円で行っております。

また、購入した収入印紙等は、業務上必要とするか、または、住民の方などに売り払いをしております。

その際に、各課では、伝票を起こし、現金で切手等を購入しているというのが状況でございます。

その売り払い代金を新たな収入としまして、改めてまた収入印紙等を購入しております。

その現金につきましては、監査委員の月例出納検査を受けるなど、現金の管理は適切に行っており、収入印紙の売り払い手数料等の手数料収入につきましても雑入として一般会計のほうに入れているところでございます。

この資金の関係なんですけれども、地方自治法上、現金は歳計現金か歳入歳出外現金、または基金に属する現金しかございません。今回のこの資金につきましては、いずれにも当てはまらない現金となっており、不適切な状況となっているのが現状でございます。このたび印紙等調達基金条例を制定し、適正化を図るものでございます。

また、意義と利点ですけれども、基金に属する現金として、地方自治法や今回提案させていただいております条例など法令に従い厳正に管理することができることとなります。今後は、基金の一つとして決算書に記載されるとともに、基金の運用状況を議会のほうへ提出することとなります。

また、事務の効率化の部分で御説明させていただきたいと思っておりますけれども、購入代金につきましては、先ほどから御説明しておりますとおり、現金を扱っているんですけれども、今後は、基金からの請求に基づく口座振替をとることを考えております。ですので、現金が動かなくなる分、安全面が高まるというふうに考えているものでございます。

ここで、この収入印紙等の基金がどのようなものかというのをもう一度御説明させていただきたいと思っております。

この基金は、地方自治法241条に定める定額運用基金で、一般的に庁舎の整備基金などのように、財源調達を目的で設置されるものではございません。一定の額の前資金を運用することにより、特定の事務等を運営するために設けられるものでございます。

物品の購入は、条例で定める目的に従って原資金の範囲内で行われることになり、当該物品の売り払い代金は、再び基金に収入され、新たな物品を購入資金として順次回転運用されていくこととなります。今回、この基金を創設しまして、切手、収入印紙等を買っていくものでございます。

これは、現在も先ほど御説明した平成3年から持っています資金と運用的には同じになるんですが、先ほど言ったように、現金を扱わずに口座振替となるというような形で安全性が上がるというふうに考えております。

また、先ほども申し上げましたけれども、この条例に基づく基金創設に係る積立金は、28年度予算に計上させて、補正予算に計上させていただいておりますし、また、現在の50万円につきましては、雑入として収入をする予定でございます。

意義、利点と不利益な部分ということで説明をさせていただきたいと思います。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 丁寧な御説明いただきまして十分理解できました。ありがとうございます。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古越 弘君） これをもって質疑を終わります。

―――日程第17 議案第12号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部

を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第17 議案第12号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書39ページをお願いいたします。

議案第12号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

40ページをお願いいたします。

改正理由でございますが、児童扶養手当法施行令の一部を改正に伴う改正でございます。

改正内容としましては、第3条第2項第7号から第9号中母子家庭及び父子家庭並びに父母のいない児童について、児童扶養手当法施行令の条ずれの改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成28年8月1日から適用するでございます。

41ページは、新旧対照表ですので御参照ください。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

す。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第18 議案第13号 御代田町消防委員会条例の一部を改正

する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第18 議案第13号 御代田町消防委員会条例の一部を改

正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井消防課長。

（消防課長 大井睦雄君 登壇）

○消防課長（大井睦雄君） 議案書の42ページをお願いいたします。

議案第13号 御代田町消防委員会条例の一部を改正する条例（案）につきまして御説明をいたします。

御代田町消防委員会条例（昭和32年御代田町条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものでございます。

43ページをお願いいたします。

本条例案は、御代田町消防委員会の委員構成を見直すものでございます。

理由といたしまして、消防のさらなる発展並びに円滑な消防の運営を図り、広い視野からの意見を取り入れるため、現在、消防委員会は町議会議員から2名、識見を有する者2名、現消防団長1名、副団長1名とし、もう1名の副団長を含まない6名で組織する消防委員会条例の一部定数の改正が平成26年4月1日に施行されました。

しかしながら、消防の実情を鑑みたとき、やはり将来的な展望から安定した消防運営の向上を図る意味で、現副団長1名を消防委員とし、7名の組織とするための条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、44ページの新旧対照表もあわせてご覧ください。

第3条第1項中「6名」を「7名」に改め、同条第2項第2号中「2名」を「3名」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第19 議案第14号 御代田町消防団員等公務災害補償条例

の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第19 議案第14号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井消防課長。

（消防課長 大井睦雄君 登壇）

○消防課長（大井睦雄君） 議案書の45ページをお願いいたします。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

御代田町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年御代田町条例第17号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

46ページをお願いいたします。

この条例案は、一般職の職員給料の改正に伴う非常勤消防団員にかかわる公務災害補償条例額の対象及び費用に関する所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容でございますが、47ページの新旧対照表もあわせてご覧ください。

御代田町消防団員公務災害補償条例（昭和42年御代田町条例第17号）の一部を次のように改正するものでございます。

第5条第3項中「433円」を「333円」に改め、「第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族につきましては1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合にあっては、そのうち1人について367円）」を「第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については333円）」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族につきましては、1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加えるものとさせていただきます。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫の改正でさせていただきます。

附則としましては、この条例は、平成29年4月1日から施行するものとさせていただきます。

説明は、以上でございます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第20 議案第15号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正

する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第20 議案第15号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、議案書の４８ページをお願いいたします。

議案第１５号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正につきましては、昨年の１２月議会におきまして、保育料軽減のための一部改正を議決いただきましたが、その際に添付いたしました別表第２の保育料月額徴収基準表に３カ所金額の誤りがございました。大変申しわけございませんでした。

４月１日の施行日より前にこの誤りを訂正したいので、今回１２月の一部改正条例の一部改正をお願いするものでございます。

次の４９ページは、改め文でございます。

中段でございますが、別表第２の第３の項中「（２，９００円）」を「（ ０）」に改め、同表第４の項中「（３，６００円）」を「（ ０）」に、「（４，２００円）」を「（ ０）」に改めるものでございます。

その次の５０ページ、５１ページの新旧対照表をご覧ください。

一番右、改正前の料金表のそのさらに一番右側の縦列でございます。保育短時間のうちの３歳以上児の場合というくくりの中の第３の３階層と第４の１階層、第４の３階層のこの３カ所の行につきまして、ひとり親世帯の第２子以降の括弧内にそれぞれ第１子の２分の１の金額を記載してしまいました。国で示されている基準のとおり、低所得のひとり親世帯等の第２子以降につきましては無料とすべきものでございましたので、今回、一部改正の一部改正をお願いするものでございます。

附則としまして、この条例は平成２９年４月１日から施行、２番目は、滞納部分につきましては、従前の例によるというものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第21 議案第16号 御代田町児童館条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第21 議案第16号 御代田町児童館条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） 議案書の52ページをご覧ください。

議案第16号 御代田町児童館条例の一部を改正する条例案について別紙のとおり提出をいたします。

本条例の一部改正につきましては、一連の児童館整備に関するものでございます。東原児童館の番地が変わり、平和台と旧東原児童館は来年度に取り壊しを予定しております。

大林児童館につきましては、番地のコンマ不要でございますので、コンマを削るものでございます。

また、この改正の機会にあわせまして、児童館を利用できる者の範囲について、より明確化のために改めるものでございます。

次の53ページは改め文で、その次の54ページにつきましては、新旧対照表でございます。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第22 議案第17号 平成29年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第22 議案第17号 平成29年度御代田町一般会計予算

案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 平成29年度一般会計当初予算の提案説明の前に一言おわびを申し上げます。

平成28年度におきまして、商工費で計上しておりました創業支援就労支援事業委託料100万円と就労支援補助金100万円の合計200万円につきまして、平成29年度からその事業の目的から労働費に計上することといたしました。システム上の問題から、本来労働費に同様の科目を新たに設けることとしなければならなかったところがございますが、28年度の商工費の科目をそのまま労働費に移したことから、前年度予算額もそのまま引き継いでしまい、額に誤りが出てしまいました。大変申しわけございませんでした。今後このようなことが起こらぬよう注意を払ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、議案書の55ページから御説明をさせていただきます。

議案第17号 平成29年度御代田町一般会計予算案について御説明をいたします。

地方自治法第211条第1項の規定により平成29年度御代田町一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

それでは、別冊の予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年度御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72億8,349万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(貸金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

次の2ページから7ページまでの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、本日お配りをさせていただきました資料番号1で御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成29年度一般会計当初予算の内容でございます。

総額につきましては、72億8,349万9,000円、前年比1億6,594万2,000円、2.2%の減となっております。28年度に引き続き役場庁舎整備事業ですとか、都市再生整備計画事業の継続実施によりまして70億円を超える大型予算となっております。

初めに、歳入の主なものについて御説明をさせていただきます。

款1、町税。項1、町民税は8億7,255万円で、先行きの不透明感がぬぐえない法人町民税を中心に5,785万円の減額となっております。

項2、固定資産税、11億524万2,000円で1,916万8,000円の減となっております。土地で3億150万円、家屋5億880万円、償却資産3億80万円の算定から家屋の新築2分の1軽減とを差し引いて計上をさせていただいております。

一番下になりますが、入湯税であります。こちら平成26年度から収入実績がないような状況になっておりますので、当面廃項とさせていただくこととしております。

款2の地方譲与税から款9、特例地方交付金、こちらにつきましては、長野県の収入見込みから算出をさせていただいております。合計で2,882万円の増を見込んでございます。

2 ページをお願いいたします。

款 10 の地方交付税になります。11 億 8,000 万円でございます。普通交付税 11 億円、特別交付税 8,000 万円と前年と同額をお願いしてございます。

款 12、分担金及び負担金、項 1、負担金 9,053 万 2,000 円をお願いしてございます。12 月定例会で減額条例をお願いしました保育料の負担金 7,242 万 7,000 円で、こちら前年に比べますと 507 万 6,000 円を計上させていただいてございます。

款 13、使用料及び手数料、項 1 の使用料 7,182 万 1,000 円でございます。こちらは、地域福祉センター、クライנגアルテン住宅使用料など、使用料を計上させていただきました。項 2、手数料は、1,014 万 6,000 円でございます。税務課あるいは住民係等の手数料が主な収入でございます。

款 14、国庫支出金、項 1、国庫負担金、3 億 4,958 万 7,000 円でございます。こちら児童手当、子どものための教育保育給付費、障害者自立支援給付費の国分の負担金でございます。

項 2、国庫支出金、1 億 9,030 万 9,000 円となっております。こちら臨時福祉給付金事業、本年も実施ということで 4,517 万 9,000 円、建設水道課で事業実施をします社会資本整備総合交付金 1 億 1,955 万円が主な内容でございます。

15 の県支出金、項 1、県負担金。1 億 9,752 万 3,000 円でございます。こちら、国庫の負担金と同様、児童手当等の県分の負担金となっております。

項 2、県補助金。8,416 万 6,000 円でございます。こちら、昨年、本年と実施をしております農業体質強化の基盤整備事業あるいは農山漁村地域整備事業の補助金の減により、749 万 4,000 円の減となっております。

款 17 の寄附金でございます。8,000 万 2,000 円の計上でございます。こちら、ふるさと納税寄附金 8,000 万円を予定してございます。

款 18、繰入金、項 1、基金繰入金は、12 億 2,233 万 5,000 円でございます。内訳につきましては、財政調整基金からの繰入金 5,800 万円、役場庁舎整備基金繰入金 11 億 3,745 万円、ふるさと創生基金繰入金 2,688 万 5,000 円等の収入でございます。

款 19 の繰越金は、前年と同額 5,000 万円をお願いしてございます。

3 ページをお願いいたします。

20 の諸収入のうち、項 4 の雑入になります。6,417 万円で計上しております。2,052 万 5,000 円の減と大きくなってございます。減額の要因としましては、消防団員の退職報償金 1,365 万 3,000 円の減と、こちらが主な要因でございます。市町村振興宝くじ交付金等の収入でございます。

款 21 の町債です。9 億 8,910 万円でございます。本年度、継続実施をします役場庁舎の整備事業債 6 億 1,170 万円、臨時財政対策債 2 億 4,400 万円、橋梁の修繕事業あるいは都市再生整備計画事業を行います公共事業等債で 1 億 3,340 万円の計上でございます。

歳入合計、72 億 8,349 万 9,000 円となっております。

4 ページをお願いいたします。

今度は歳出、主な事業、新規事業について御説明をいたします。

款 2、総務費、項 1 の総務管理費。23 億 4,378 万 4,000 円でございます。継続事業であります役場庁舎の整備経費としまして 17 億 4,916 万 2,000 円、また、本年 1 月に株式会社アマナと基本合意をいたしました関係で、フォトフェスティバル関係経費 795 万 2,000 円を新規計上してございます。

項 2、徴税費。1 億 1,137 万 4,000 円でございます。こちらも新規事業としまして、コンビニ収納システムの導入委託料 410 万 4,000 円をお願いしてございます。

項 3 の戸籍住民基本台帳費は 3,616 万 9,000 円と、1,944 万 2,000 円と大きな減になってございます。こちら、コンビニ交付事業経費として減額となったことが主な理由でございます。

項 4 の選挙費は 766 万 7,000 円でございます。本年度、町の議会議員の選挙を予定してございます。

款 3、民生費、項 1 の社会福祉費。8 億 6,630 万 9,000 円でございます。こちら、5,442 万 7,000 円と大幅な減となっております。減額の理由としまして、臨時福祉給付金事業で 3,150 万円ほど、国保の繰出金で 2,097 万 7,000 円の減となっております。内容としまして、施設整備補助金としまして 493 万 5,000 円です。こちら、有料老人ホームひまわりの自動火災報知機等の設置の補助金となっております。

また、臨時福祉給付金事業としまして、4,517万9,000円をお願いしてございます。

項2、児童福祉費。7億7,681万4,000円で、1億4,418万7,000円と大きな減になってございます。こちら、東原児童館の建設が昨年度あったことから減額となってございます。こちら、新規事業としまして、出産祝金120万円、保育園の第三者評価事業60万円、児童館の解体工事等を計画してございます。

款4、衛生費、項1、保健衛生費。1億8,058万4,000円でございます。佐久広域連合第3次医療の負担金としまして1,068万8,000円、あるいは予防接種医師の委託料3,000万円などが主なものでございます。

項2、清掃費。2億6,728万4,000円で、7,652万7,000円の減と、こちら大幅な減になってございます。減額の理由としますと、新クリーンセンターの負担金が6,615万ほど減、あるいは浅麓環境施設組合の負担金1,100万ほどの減ということになっております。

款5、労働費は257万6,000円でございます。先ほど申し上げました創業・就労支援の委託料補助金をこちらに移したことにより、198万円の増となっております。

款6、農林水産業費、項1の農業費。7,880万6,000円でございます。新規事業としまして、農業振興地域の整備計画総合見直し業務の委託として、584万3,000円をお願いしてございます。

項3の農地費では、8,936万4,000円でございます。本年度も農山漁村基盤整備促進事業としまして、2,143万6,000円の継続事業を実施いたします。

続いて、5ページをお願いいたします。

款8、土木費、項2の道路橋梁費。3億7,510万8,000円で、1億5,767万2,000円と、こちら大幅な増となっております。継続事業で都市再生整備計画事業、1億4,227万8,000円です。こちら、4,890万ほど増になっております。

また、橋梁の修繕事業として、1億2,900万円も計上しておりまして、こちら9,390万円と大幅な増で計上をお願いしてございます。

項4、都市計画費。2億7,504万8,000円でございます。こちら、新規事業としましては、都市計画道路の検討委託料としまして630万円の計上、また、

空家改修補助金として100万円をお願いしてございます。

項5、住宅費。2,034万6,000円でございます。こちら、町営住宅の修繕工事で818万8,000円をお願いしてございまして、こちら増額の要因となっております。

款9、消防費は2億5,467万2,000円でございます。昨年、切りかえの年でありました退職補償金が1,300万ほど減になっているところが減額の要因でございます。新規事業としまして、住民の安全安心のため、土石流の災害発生予兆システム経費としまして40万9,000円、自主防災組織の補助金としまして88万円の計上をしてございます。

款10、教育費、項1の教育総務費。4,123万9,000円でございます。町長の挨拶にもありまして、特別支援相談員を設置をしまして、発達障害児等に対する支援を実施してまいります。

項2、小学校費。項3、中学校費では、それぞれ臨時職員の賃金としまして、図書館の司書を設けることとしてございます。増額をお願いしてございます。

また、中学校費では、防球ネットの設置工事費としまして866万2,000円をお願いしてございます。

項5の保健体育費。4,773万2,000円でございます。施設老朽化に伴います体育施設の点検あるいは雨漏りの調査の手数料、193万9,000円などを盛り込んでございます。

款12の公債費。9億2,887万1,000円の増でございます。こちら、継続して実施をしてきておりました、まちづくり交付金事業、あるいは都市再生整備計画事業の実施によります借り入れ、あるいは臨時財政対策債の借り入れに伴いまして、償還額増加になっております。4,214万8,000円の増であります。

6ページをお願いいたします。

款14の予備費。本年度につきましては、2,000万円を計上させていただきまして、歳出合計72億8,349万9,000円となっております。

続いて、予算書の8ページにお戻りをお願いいたします。

「第2表の地方債」になります。

起債の目的、限度額につきましては、まず1点目、公共事業等債としまして1億3,340万円をお願いしてございます。都市再生整備計画事業、あるいは社会資

本整備総合交付金事業で実施します橋梁の修繕事業に充てるものでございます。

一般事業では6億1,170万円でございます。役場庁舎の整備事業に充てる起債でございます。

臨時財政対策債につきましては、本年、2億4,400万円をお願いしております。合計9億8,910万円でございます。

こちら、それぞれ起債の方法は、証書借入または証券発行、利率につきましては、年4%以内、償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により銀行、その他の場合には、その債権者と協定するものとする。

ただし、町財政都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、また、繰り上げ償還、もしくは低利に借り換えすることができると定めさせていただいております。

説明は以上になります。よろしく御審議をいただくようお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。五味高明議員。

（3番 五味高明君 登壇）

○3番（五味高明君） 議席番号3番、五味高明です。

このダイジェスト版でもいいんですけど、ちょっと予算書のほうでお願いします。

予算書の17ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目4の農林水産業使用料のところ、クラインガルテンの使用料として、307万2,000円が計上されております。

一方、これは歳入なんですけれども、88ページですけど、予算書の88ページ、同じ項のところ、農業費のところ、農林水産費のところ、農業振興費としてクラインガルテン事業費ですか、これ371万円が計上されているんですけども、私、このクラインガルテン事業というのは、使用者の使用料で運営しているものと考えているんですけども、歳入と歳出に8,000円の差異があるんですけども、この辺の違いというのは何なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

すみません、あと2点ありますので、それと、同じこのクラインガルテン事業費の内訳の中で、クラインガルテン管理委託料101万円というのが内訳に載っていますけれども、この内容についてお願いしたいと思います。

それと、ちょっと戻りますけれども、予算書の64ページの款3、民生費、項2、

児童福祉費、目1、児童福祉総務費のところ、出産祝金、新規事業ということで説明ありましたがけれども、120万円が計上されているんですけども、その内容ですね。

それと、同じページで、第三者評価委託料60万とあります。これ、さつき保育園云々という話がちょっと説明ありましたが、これは昨年私の一般質問で、雪窓保育園の問題のときに、質問したときに、平成30年までに外部評価の義務づけられるというお話があったかと思うんですけども、このことを言われているのかどうか、以上、3点についてお願いします。

○議長（古越 弘君） 平林産業経済課長。

（産業経済課長 平林正枝君 登壇）

○産業経済課長（平林正枝君） お答えいたします。

私のほうからは、クラインガルテン事業の関係の質問について、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、クラインガルテン事業の管理経費につきましては、利用者からの使用料を財源として、一般財源の持ち出しがないよう事業の執行を行っておりますが、今回、歳入と歳出に8,000円の差異が生じてしまいました。

この原因ですけれども、予算の係数整理の過程において、使用料の収入額を8,000円減額した際に、収入減に合わせて歳出の計上額を減額する入力を誤ったことが原因となっております。

平成29年度は、交流施設の稼働率を上げるために、交流事業をふやすことを狙いとしまして、当初、交流施設の使用料を1万1,000円と見込んでおりましたが、交流事業が増加しても、例えば、町が主催する事業等につきましては、施設の管理規則で定める減免規定のほうに該当しますので、使用料の増加が見込めないということから、28年度の実績額の3,000円を参考としまして、収入のほうを3,000円として8,000円の減額といたしました。

本来であれば、この使用料の減に合わせて、歳出予算も8,000円減額すべきところではございましたが、減額しないまま歳出予算を計上してしまいました。大変申しわけございませんでした。

歳入と一致していない歳出の発生につきましては、予算の執行管理の中で適正に管理するとともに、平成29年度の補正で対応させていただきます。

今後は、予算計上に誤りがないよう、数字の確認作業の徹底を図ってまいります。
それから、2つ目の質問でございます。

予算書の89ページのクラインガルテンの管理委託料101万円の内容ですけれども、こちらは施設管理に係るシルバー人材センターへの委託料になります。

算出の根拠ですけれども、センターから提示された時間当たりの単価に委託業務の時間を掛けて算出しています。

具体的には、1時間当たりの管理料が税込みの単価で、昼間の管理が851円、夜間の管理が1,064円、草刈りが963円で、それぞれ必要な時間を掛けまして、算定しまして、予算要求をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、私のほうからは2点お答えをいたします。

まず、予算書64ページの出産祝金の詳細でございますが、町民の出産を奨励、祝福して祝金を支給し、次代を担う子どもの健全育成に資することを目的として、新たに創設したものでございます。

祝金の額は、出生時、1子につき1万円ということで、予算額120名を見込んでいるところでございます。

祝金の支給を受けようとする者は、出生届受付完了後から1年以内の間に請求書を提出いただきまして、基本的にはその出生届受付完了したところで、請求書を提出していただくというような流れになるかと思えます。

それから、持ち帰って改めて申請しますというのも、いつまでも待っている状況とはいきませんので、1年以内に申請してくださいという内容になっております。

そういった内容で、新たに来年度から支給を始めていきたいというものでございます。

もう一点、予算書65ページの第三者評価委託料でございますが、五味議員おっしゃいますとおり、去年の雪窓保育園の問題がきっかけの一つにはなりましたけれども、前回も御説明しましたとおり、平成30年度までに、子ども・子育て支援法の規定に基づきまして、平成30年度までに第三者評価を実施したほうが良いと、努力義務ではございましたが、去年のきっかけがございましたので、この機会に1園

30万円、2園で60万円ということで、やまゆりと雪窓と合わせまして、専門業者が県内にありますので、そちらのほうに委託して、評価をしていただくということでございまして、これにつきましては、昨今、問題となっております外部からの不審者侵入の状況、防止措置が施設的にとられているかとか、施設自体の安全性はどうなっているのかというものを総合的に評価するものでございまして、その中で一つに保護者の満足度といいますか、そういったものもアンケートの中にございますので、含めまして、この機会に来年度実施していきたいということで、予算化させていただいたものですので、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 今、クラインガルテンの8,000円の違いはわかったんですが、そうすると款6の農業水産業費の中で、項1の農業費、目3、農業振興費、これの算出なんですけど、この合計が3,839万7,000円となっているんですね。

それで、財源内訳の合計も同様に3,839万7,000円となっているので、この8,000円の、どっかの項目で、逆にこの8,000円のマイナスがないといけないのかなと、そうしないとつじつまが合わない、歳入、歳出が一緒にならないんじゃないのかなと思うんですけれども、この辺はどっかでほかに訂正する箇所、項目がこの中であるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えさせていただきます。

本事業につきましては、使用料の金額が300何がしという金額になります。

そのほかに、一般財源として8,000円を充当してあるような形になっておりますので、予算書上の変更点はございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） わかりました。

普通は、でもこういうことはないですよ、今、8,000円、その事業、事業で歳入と歳出が一緒にならなきゃいけないわけですよ。

ということは、何かこの予算書がどういう仕組みでつくられるか、私、わかってないんですけれども、その8,000円の差分は、一般財源から自動的に引き当てられていたという理解でよろしいんですか。

ということは、ここにはとりあえず変更はないと、はい、わかりました。

以上で終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。池田るみ議員。

（1番 池田るみ君 登壇）

○1番（池田るみ君） 議席番号1番、池田るみです。

3点についてお伺いいたします。

歳出のほうなんですけれども、農林水産業、農業費、農振地域整備計画総合見直し業務委託料584万3,000円の委託内容について。

2点目は、クラインガルテン事業経費、今、五味議員も質問いたしましたが、細かいんですけれども371万のうち、手数料36万8,000円とクラインガルテン事業関連備品32万4,000円の詳細はどういうものか。

3点目、土木費、都市計画費、空家改修補助100万円の補助の詳細をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 平林産業経済課長。

（産業経済課長 平林正枝君 登壇）

○産業経済課長（平林正枝君） お答えいたします。

私のほうからは、農林水産業関係の質問について、お答えさせていただきます。

まず、1点目の農振地域の見直しの関係ですけれども、平成29年度から農振地域整備計画の総合見直し作業に着手いたします。

現在の農振地域の農用地面積は約770haございまして、筆数で約7,000筆の見直し作業となります。

平成9年の総合見直しから、約20年が経過しておりまして、現状と乖離している部分を修正し、資料作成に係る業務等を実績のある業者へ委託するために、今回、584万3,000円を予算要求させていただきました。

委託内容ですけれども、基礎調査として現在の農振データと航空写真や登記データとの照合作業、それから土地利用等の調査、農振農用地のこの計画策定のための基礎資料の作成等の業務委託となります。

内訳は、基礎調査や基礎資料作成に係る人件費が約210万円、報告書の印刷経費、それからアンケート調査費、これらが約27万円、その他一般管理費等で300万円となっております。

実際の現場確認作業や地権者や地元区に対する説明会の開催、都市計画マスタープラン等々の調整作業と、担当課が行うだけでもかなりの業務量があります。

近年、総合見直しを実施していた県内のほかの市町村でも、業務委託を行って期限内で確実な成果を上げていることから、基礎調査については、今回、業者へ委託することで、スケジュール感を持って確実な業務執行を図ってまいります。

それから、2点目のクラインガルテン事業の手数料36万3,000円ですが、こちらは登記の手数料と共同菜園で栽培したソバ粉の製粉の手数料になります。

まず、登記の手数料ですけれども、交流施設1棟、ラウベ8棟、農機具置き場1棟、これらの表示登記が現在なされておりました。本来、不動産登記法の中で、権利関係を公示する必要があることから、今回、予算計上をさせていただきました。

それから、共同菜園を使って、ソバのほうを栽培しておりますけれども、その製粉にかかるソバの手数料、そば振興会のほうに払いますが、この費用としましてトータルで36万8,000円を計上させていただきました。

それから、3点目のクラインガルテンの備品32万4,000円ですけれども、こちらはクラインガルテンを契約されている方が、共同で利用する耕運機1台分の予算を計上させていただきました。

農園には、平成27年度に購入した耕運機が1台ございますが、クラインガルテンを利用される方は、週末に来て農作業を行いますので、利用が集中する農繁期の週末には、耕運機の使用が重なってしまいまして、全員が使用できない状況がございます。

そのため、今回、2輪タイプの耕運機を1台、備品として整備をさせていただきたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

105ページの空家改修等補助金100万円の補助の詳細はということでございます。

近年、高度成長期の建築物の老朽化や社会構造の変化等に伴い、空き家が増加し、生活安全や生活環境、景観の悪化といった社会が問題化され、平成27年5月に、

空き家対策特別措置法が施行されました。

問題となる一方で視点を変え、空き家を人口減少に対応する地域資源として捉えることで、その活用の可能性についても注目されております。

当町は、空き家の実態調査等をもとに、空き家等対策推進委員会で検討を重ね、平成28年度に空き家改修等補助金交付要綱を策定し、平成29年度から補助制度開始を予定しております。

要綱に基づく補助は、改修等に要した費用の2分の1以内で、1件当たりの限度額が20万円としています。平成29年度の当初予算としまして、5件分の補助を見込み、100万円を計上しているものでございます。

当年度の申請期間は、4月3日受付開始から、平成30年1月31日までとしてございます。

申請できる方は、空き家を所有する個人または空き家を購入するか、賃借しようとする個人で、御代田町に住民登録し、自らが5年以上居住しようとする方で、町税、使用料等の滞納がない方などでございます。

補助対象となる空き家につきましては、御代田町内に存在し、申請日時点で1年以上使用されておらず、建築基準法に基づく耐震基準や他の法令基準を満たしている家屋になります。

そのほか、制度の詳しい説明につきましては、3月27日発行の広報やまゆり4月号などでお知らせしていく予定でございます。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） クラインガルテンのほうなんですけれども、先ほど五味議員がクラインガルテンの管理委託料で質問した際に、シルバー人材センターに3件、昼間、夜、草刈りということで、3件委託をしているようなんですけれども、昼が851円、夜が1,064円、草刈りが960円の時給でということで、時間的にはどのぐらい3件については考えているのか、試算をしたのか、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 平林産業経済課長。

○産業経済課長（平林正枝君） お答えいたします。

シルバー人材センターへの委託料なんですけれども、昼間の管理851円で、こちらは100日間、それから夜間の管理、こちらが1,064円で40日間、そして草刈りは963円で3人で5回ということで、1日8時間で計算して、120時間と

ということで、今回、予算計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 最後になんですけれども、クラインガルテンの、今、ホームページを見ると2月20日で第1次募集が終わり、7棟が応募があったということなんですけど、第2次募集を1棟しているんですけれども、その状況を最後お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 平林産業経済課長。

○産業経済課長（平林正枝君） お答えいたします。

クラインガルテンにつきましては、現在は8棟中6棟の方、御契約いただいております。その6棟の方、皆様が来年度以降も利用していただけるということになっております。

そのほか、新規の方がお一組、申し込みがございまして、現在7棟が埋まっている状況で、議員おっしゃるとおり、1棟分は引き続き募集をかけているところでございます。

さまざまな広報活動ですとか、あと東京の銀座NAGANO等を通じて、パンフレットを配るなどして周知を図っているところでございます。

ですので、現在は1棟、空きがあるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 以上、終わります。

○議長（古越 弘君） 昼食のため休憩します。

午後は1時30分より再開します。

（午後 0時17分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

大井建設水道課長、所要のため、欠席する旨の届け出があり、代理に金井建設水道課長補佐が出席する旨の届け出がありました。

午前中に引き続き質疑を再開します。

質疑のある方は挙手を願います。市村千恵子議員。

(1 2 番 市村千恵子君 登壇)

○ 1 2 番 (市村千恵子君) 3点ほど質問いたします。

議席番号 1 2 番、市村千恵子です。

それでは、すみません、この別冊の 1 0 2 ページをお願いいたします。

1 0 2 ページの款 8、土木費で、目 3 の都市再生整備計画事業費の説明欄のほうであります、この都市再生整備計画事業費 1 億 4, 2 2 7 万 8, 0 0 0 円というのが計上されているわけですが、この事業内容についてお伺いしたいと思います。それは後でお聞きします。

ここで、交付税が 4, 8 6 0 万円ということを出ているんですけども、そのほかで地方債、公共事業債で 8, 1 2 0 万円ほど計上されているわけですが、どのくらいこの起債に対して交付税算入されるのか、次、ページ、1 0 3 ページ、次の項目でありますけれども、社会資本整備総合事業、橋梁修繕事業経費 1 億 2, 9 0 0 万円ほど計上されています。この事業内容についてお願いいたします。

今年度の取り組みで、町長挨拶にも 5 橋という話もありましたけれども、全体では 5 7 橋の橋梁修繕計画でされてきていると思うんですけども、これが、今年度、これによって整備率がどこまで行くのかということと、それからまた、これも交付金で 7, 0 9 5 万円ほど計上されて、地方債では 5, 2 2 0 万円と起債になっているわけですが、これも交付税算入ではどの程度入ってくるのかということで、お願いしたいと思います。

もう一点が、同じページなんですけれども、今度は目 5 の町単独道路新設改良費ということで、予算計上 2, 7 9 0 万円ほどされているわけですが、この路線はどこなのか、この工事内容についてをお願いしたいと思います。

○議長 (古越 弘君) 金井建設水道課長補佐。

(建設水道課長補佐 金井英明君 登壇)

○建設水道課長補佐 (金井英明君) それでは、お答えします。

交付税につきましては、企画財政課からまとめて説明いたします。

都市再生整備事業計画の内容につきまして説明いたします。

平成 2 9 年度の都市再生整備計画事業の予定している路線につきましては、新庁舎北側の南浦 3 号線、上ノ林霊園から御代田中央記念病院道路との交差点までの上

ノ林児玉線、広戸地区農業集落排水処理施設前の広戸御代田停車場線、児玉地区世代間交流センター前の東林大林線、豊昇地区世代間交流センター前の久能梨沢線の5路線を予定しております。

各路線の事業概要ですが、南浦3号線は、両側歩道つき、全幅で12mの改築を予定しております。延長は120mでございます。

上ノ林児玉線は、御代田中央記念病院前道路交差点から上ノ林霊園側に向かいまして、片側歩道つき、全幅10.0mの改築区間200mの工事、並びに一部用地取得のための用地測量、補償物件調査を委託を予定しております。

広戸御代田停車場線は幅員7mで、今年度からの繰り越し工事の続き、200m区間を予定しております。

東林大林線は、片側歩道つきの全幅で10.0m、改築区間200mの工事を予定しております。

久能梨沢線は、大がかりに差を埋め立てる拡幅の計画でございます。まずは、用地を確保いたしまして、公共工事などで発生いたします建設残土のストック場所を確保するために、用地取得に伴う用地測量の委託でございます。

続きまして、103ページの社会資本整備総合交付金事業の橋梁修繕事業の事業内容について説明いたします。

平成29年度の社会資本整備総合交付金事業で予定している橋梁につきましては、ふるさと大橋や軽井沢大橋、新幹線にかかる跨線橋などの長大橋22橋の橋梁点検業務を委託いたします。

道路法の改正に伴い、5年に1回の近接目視点検が義務づけられたことにより、健全性の診断結果を4段階に分類する点検を実施するものでございます。その結果により、翌年度以降に新たに修繕計画を策定してまいります。

また、既に橋梁補修設計が済んでおります湯川にかかる面替橋の下部工、西軽井沢ゴルフ練習場付近の千ヶ滝湯川用水にかかる大谷地橋、馬瀬口地区の西軽井沢物産西側付近の湧玉用水にかかる東原1号橋の3橋の補修工事を予定しております。

橋梁の整備率につきまして、御代田町が管理する橋梁57橋のうち1橋は、平成24年度の道路改良工事に合わせまして橋から暗渠に変えたため、現在、56橋となっております。

現在の長寿命化計画に基づき、修繕が必要な27橋について、平成23年度から

緊急の高い橋梁の調査設計や補修工事を進めてまいりました。

平成28年度末で補修工事が完了する橋梁は11橋で、健全な橋梁は41橋になり、整備率は73%になります。

続きまして、町単独の道路新設改良費の路線について説明いたします。

平成29年度の町単独新設道路改良事業で予定している道路は、前年度からの継続路線として児玉地区諏訪神社前の神社線、こちらは改築区間120mを予定しております。産業経済課の児玉用水改良工事と並行して進めてまいります。

さらに、湯川にかかる面替橋から下流側に向かう辰己畑岩下線は、改築区間150mを工事予定しております。

また、新設、新規路線といたしましては、御代田浄化管理センター北側の六反1号線の測量設計業務を200m、県道御代田停車場線八加倉地区から御代田北小学校へ向かう八加倉南浦線の測量設計業務を60m予定しております。

道路に関することにつきましては、説明は以上でございます。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうからは、都市再生整備計画事業と社会資本整備総合交付金事業における起債借り入れの額に対する交付税算入について、御説明をさせていただきます。

初めに、都市再生整備計画事業になります。

こちらの事業費につきましては、補助対象事業が1億3,892万円になっております。このうち交付金が約35%の4,860万円で、その残額9,032万円に対して充当率90%の借り入れを行っております。

この借り入れのうち、約40%に当たる部分の2分の1が交付税算入されるということになりまして、今年度、交付税算入される額につきましては、1,805万円ほどになる計算になります。

同様の考えから、橋梁の修繕事業につきましては、事業費1億2,900万円の交付金が、そのうち55%ありまして、起債の充当につきましては、同じように補助残の90%を借り入れるようになります。

同様に、この90%のうち40%分の2分の1ということになりまして、こちら、今年度、交付税算入額は1,160万円ほどになるという計算になります。

以上です。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 先ほど、ちょっと質問のところ、5橋というふうに言ってしまったんですけど、5路線の、土木費のほうで訂正させていただきたいと思いません。

今、土木、再生のほうで5路線ということで、お話いただいたわけですが、これはやっぱり単年度だけではなく、かなり複数年度にまたがる部分もあると思いますが、やはり今この計画は計画ですが、今後の交付金のつきとといいますか、今回は予算なので、まだ交付決定されてないわけで、この交付決定によって、やっぱり事業内容というのは変動するということでしょうか。

○議長（古越 弘君） 金井建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（金井英明君） お答えいたします。

都市再生整備で進めております5路線につきましてですが、南浦3号線、上ノ林児玉線の2路線につきましては、平成30年度までの2年間、複数年の施工で計画をしております。

東林大林線、広戸御代田停車場線につきましては、単年度の予定で完成する見込みで計画しております。

また、久能梨沢線につきましては、大がかりな工事でございますので、数年かけて工事を進めてまいりたいと思えます。

今のところ、交付内示等、まだ出ておりませんので、交付の金額に合わせまして事業のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 議席番号2番、井田理恵です。

2点、質問させていただきます。

予算書の87ページの農業費なんですが、その中で、説明欄1900に、新規就農の経営継承総合支援補助金600万円ですが、これにつきまして、毎年上がっておりますけれども、今年度というか、今の28年の状況と、それから今年度、

またこちら、国、県からの振興の意味がある補助金だと思いますけれども、それにつきまして今の状況と、それから今後どういった掘り起こし状況を、人材の、人の掘り起こしや、それから募集、事業の現状はどのように立てておるのか教えてください。

それともう1点、説明欄、89ページです。

同じく農業費、説明欄19001、佐久広域連合食肉センター負担金です。

以前にも、このことについては質問したんですけれども、これ、経年を見ても、毎年、わずかではありますけれども、10%くらいずつ減額になっております。

今、御代田町の畜産の状況、それから多分そのときのお答えも、今、利用状況というか、該当畜産業者、該当に係る方がいらっしゃらないようなお答えがあったと思うんですけれども、その後、どういう状況なのか。

また、この減額というのは、そういう状況に合わせて妥当だと思うんですけれども、今後の見込みですかね、どのくらいまで減額というか、佐久広域のほうでなっているのか教えてください。

○議長（古越 弘君） 平林産業経済課長。

（産業経済課長 平林正枝君 登壇）

○産業経済課長（平林正枝君） ただいま2点の御質問をいただきました。

順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の予算書の87ページ、新規就農経営継承総合支援事業補助金600万円についてでございますが、こちらは青年就農給付金のうち、経営開始直後の新規就農者の方を対象とした経営開始型の給付金に係る予算で、年間最大150万円の給付、4件分ということで29年度は見込んでおります。

御質問の中で、今年度の状況はという御質問をいただきましたが、今年度は2件の方が該当になっておりまして、300万円のほうを支給させていただきました。

来年度、29年度ですけれども、この継続の方2件と、新たに新規で給付見込みの方2件分の4件分ということで、600万の計上になっております。

この平成29年度の新規給付該当者の見込みですが、昨年度、研修先である町内の農業法人から、事前に就農予定者として情報提供をいただいていた方1名と、事前に農政係に直接御相談があった就農予定者の方1名、合計の2名の方、こちらを

該当者として見込んでおります。

また、給付金の受給を希望される方の今後の募集の見込み状況ですけれども、これまでの状況を踏まえますと、年間1名から3名の方が新規就農者ということで御相談いただいておりますので、今後も3名程度の新規の相談があるものではないかと見込んでおります。

また、新規就農者等の掘り起こしに当たりましては、新規就農を目指す方の技術的な支援を行っております県の佐久農業改良普及センターとの連携を一層強化するとともに、新規就農予定者の把握、こういったことに努めてまいりたいと考えております。

また、新規の就農者が町内で就農しやすい環境を可能な限り整えていけるよう、町内にある農協3支所、それから農業委員会を初め、一定期間の研修後に新規就農する仕組みをとっている町内にある農業法人、こういった団体等と協力しながら、担い手の確保、育成に引き続き取り組んでまいります。

続きまして、2点目の質問です。

予算書89ページ、4、畜産業費の佐久広域連合食肉センター負担金についてですが、予算要求額591万円の内訳は、食肉センター運営事業費として390万4,000円、食肉センター施設整備事業に係る公債費として200万6,000円となっております。

平成28年度は、約651万円ほど要求しておりましたので、昨年と比べて約1割減、60万円の減ということになります。

まず、負担金の算定の概要ですけれども、運営事業費の負担金は、食肉センターの2割、運営事業費のうちセンター事業費の2割を佐久広域管内の11市町村で均等に負担する均等割と、残りの8割を佐久広域管内の総人口に対する各市町村の人口の割合で負担する人口割で計算して、その合計額で運営費の補助は決定しております。

そのほか、公債費の負担額は償還額に対する人口割で決定されます。

平成29年度の負担金が減少した理由は、29年度の食肉センターの運営事業費が、28年度と比べて約660万円ほど減少したことによるものです。

一方で、公債費につきましては、ほかの構成市町村において人口が減少している中で、当町の人口がふえている関係から、人口割による当町の負担額が増加してお

ります。28年度と比べまして、約1万円ほど増加しました。

このように公債費の負担額は増加しておりますが、同施設の運営事業費が縮小したことに伴う負担分の減少により、要求額全体が1割ほど減額となりました。

今後の見通しですけれども、運営事業費は近年減少しておりますが、食肉センターの運営の状況によっては、今後、変動も予想されます。

また、公債費ですが、現在4件の起債の償還を行っておりますが、このうち3件が平成31年度、残りの1件が平成32年度に償還が終了いたします。

このことから、平成31年度までは、現在と同額の償還が継続されますが、人口割によって当町の負担額が微増することは予想されます。

ですが、平成32年度は償還する起債が1件となることから、負担額が大幅に減少して、平成33年度以降は公債費の負担は発生しない見通しとなっております。

ただ、現在、この食肉センター設備等に老朽化が見られているということから、今後、改修事業等が行われる可能性もございます。

これに伴い、町において負担が発生する場合につきましては、改めて御報告させていただきます。

続きまして、町内の畜産業者とのかかわりについてですけれども、現在、町内で肉牛を飼育している事業者は、草地試験場の畜産研究部門と有限会社古越牧場、この2つの事業者となります。

このうち、食肉センターに出荷しているのは、有限会社古越牧場の1者のみで、毎月10頭から15頭の肉牛を出荷しています。

現状では、町内の生産者はこの1事業者のみではございますが、食肉センターは佐久広域連合において運営されておまして、町内には多くの消費者を抱えていることから、広域連合の構成員として、引き続きセンター運営に係る負担を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 最初の新規の就農の支援補助金ですけれども、この新規就農の後に経営継承っております。

これにつきまして、私も調べさせていただきましたけれども、あと町内の後継者の方で、私たちのほうにはちょっとこういうのは該当しないのよねというようなお

声を、ちょっと2件ほどいただきました。

調べてみますと、条件が大分厳しい状況なんですけれども、後継者のほうで、経営継承ということですから後継者だと思えるんですけれども、後継者の経営継承につきましては、実績というのとはどのような感じになってますでしょうか。

○議長（古越 弘君） 平林産業経済課長。

○産業経済課長（平林正枝君） お答えいたします。

今、御質問いただきましたのは、親から子へ農業を継承することに対する御質問でよろしいでしょうか。

この青年就農給付金ですけれども、こちらにつきましては、親から子へ事業を継承する場合については、補助対象外ということになっておりますので、実際に補助金の対象となる件数は把握しておりません。

なので、本当に改めてゼロベースから農業を始めるという方に対する国、県、市町村の支援策ということになっておりますので、状況は把握していないんですが、やはり農業者の方からは、自分の息子ですとか、娘に農業を継承したいんだけど、補助制度はないですかという御質問等、御意見はいただいております。

町といたしましても、新規就農という視点で、単独でどのような事業の補助ができるかというところについては、今後、検討していかなければならないと思っておりますが、まだ国の制度がそこまで拡充に至っておりませんので、今後、検討課題ということでさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 当然、同一世帯の場合は、後継というか、後継人になってしまうので、その点はチェックしたんですけれども、世帯が分離した場合に、全くの別世帯になった場合に、これに対して町独自の補助とか、各自治体独自の補助というのも、今ちょっと見受けられたりするようなことがありますので、ちょっとそういうことで、わかりました。

終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

一般会計予算について、4点お伺いいたします。

まず、1点目、37ページ、款2、総務費で説明欄のところの15002、駐車場復旧工事費5,000万円について、この工事は現庁舎の東側でいいのかなど、それをまず1点お伺いします。

次が43ページ、款2、総務費。説明欄13001、ふるさと納税特典事業委託料4,500万円なのですが、先ほど、説明のところの収入予想は8,000万円ということで、事業委託料が4,500万、29年度はどのような事業を考えているのかと、それから、最近、この事業から撤退するという自治体も出てきておりますので、今後についての考え方をお聞かせください。

3点目、110ページ、お願いいたします。

110ページの款9、消防費。説明欄18001、防災行政無線戸別受信機166万なのですが、どこに何台ぐらい配備するのか、1台当たりの価格は、それから3点目として、戸別無線機をやはり希望される方がいらっしゃいますので、その辺をどういうふうにお考えになっているのかをお伺いします。

最後に、4点目なのですが、122ページ、款10、教育費、中学校費、説明欄15002、グラウンド防球ネット設置工事費866万なのですが、ちょっと私の記憶が間違っていたら大変申しわけないのですが、新設工事と合わせて今回の防球対策で3回目になるかとは思いますが、中学校や専門家と十分な対策方法を検討されたのかと、今まで幾らぐらいかかっていたのか。

今回の対策で完全なものになり得るのかどうかということ、以上4点についてお答えをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

私のほうからは、先ほど御質問いただきましたページ、37ページのまず説明欄の15002の駐車場の復旧工事費の5,000万についてでございますけれども、これにつきましては、野元議員、御質問のとおりということでございます。

それともう1点、ページ、110ページの款9、消防費の説明欄18001の防災行政無線戸別受信機についてでございますが、これにつきましては、昨年と異なりますか、本年度でございますけれども、平成28年度に各区長の御自宅と公民館で

の戸別受信機の受信状況の確認をいたしました。

その結果、放送を受信することが可能であることが判明いたしましたので、各区のリーダーである区長の皆様と避難所として指定している各区の公民館、世代間交流センターも含むわけですが、こちらに災害時に正確に情報を伝達できる手段を確保するために設置するもので、これは40台予定してございます。

防災無線が自宅の近くにあり、戸別受信機は不要という区長さんもいらっしゃいましたけれども、区長さんがかわったときにはまた必要になるということも踏まえ、40台という台数にしてございます。

1台当たりの価格は、3万8,000円程度でございます。なお、これも文字放送が可能なタイプにつきましてになりますと、1台25万という金額になってございます。

なお、町の購入価格と、例えば導入価格で購入希望があった場合には、これ、事業者決定の折には交渉してみたいかなとは思いますが、いずれにしても簡単なぐあいにはいかないかなと、詳細な手続等、いろんな問題が出てくると思っておりますので、町の購入金額イコール受信する人が購入したい金額ということになるかどうかはちょっと難しいと思います。

特に場所によっては電波の受信状況が悪いところもございまして、そのようなケースにつきましては、確実に受信する方法として、アンテナを建物の壁面につけるという方法がございまして。

この場合、必要に応じてそれぞれ建物に穴をあけていただきながら、アンテナ代、工事代、アンテナ設置後の通信の調整費等の費用が追加加算されますので、さらに費用も加算いたします。1台当たり、単価10万は一緒に用意していただかなければならないのかなというふうに考えてございまして、このようなことから、ここでの答弁としては有償配付は考えていないということとさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 私のほうから、ふるさと納税の特典事業の関係、御説明をさせていただきます。

ふるさと納税特典事業につきましては、8,000万円の収入に対しまして、来年度4,541万円を予定してございます。

委託業者への12%の手数料あるいは返礼品のお品代と申しますか、金額、その返礼品の金額、また、その送料等の経費を予算計上をさせていただいております。

返礼品につきましては、平成27年度末で6業者、29種類の返礼品の登録がございました。

28年度中には、やまゆり共同作業所のかご等、合計で14社、46種類にまでふやすことができております。

平成29年度におきましても、広報等による募集あるいはこちらから直接お声がけをさせていただくなど、返礼品の増加に努めていきたいというように考えているところであります。

なお、事業撤退する自治体も出てきているという状況はございますが、現在、町内企業の活性化につながっている事業でございますので、国の動向もございますが、現時点では継続して実施をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） 122ページの中学校の防球ネットについて、お答えいたします。

まず最初に、中学校や専門家と十分な対策方法を検討されたかということでございます。

今回の予算につきましては、防球ネットを設置した業者、それから専門業者に見ていただきまして、それとともに近隣では佐久市の浅間中学校と野沢中学、それから軽井沢町の軽井沢中学校、そちらの設備環境、それから状況を伺いまして検討した中では、やはりそれらの学校と比べて、レフト側のやっぱり高さが足りないということと判断しております。

そのために、その部分の防球ネットを、その3校と同じ高さにして、安全対策を図りたいと考えております。

それから、2つ目でございますが、今まで幾らぐらいの対策費用がかかっているかということでございます。

まず最初は、新設の工事でございますので、平成23年度です。こちらについては、ライト側、レフト側、それからバックネット全て含めまして1,830万円で

す。高さがレフト側については10m、ライト側は8mで、長さが201mになっております。

それから、2回目は、平成24年度で、工事費が257万円でございます。こちらはバックネットから高さ14mの高さで、28mの防球対策をしております。

そして、最後にこれで完全なものになるのかということでございますが、今回、予算計上させてもらったのが、先ほどの14mの高さに上げたところから、今度、その続きで14.9mで長さ61mの防球ネットを計画しております。

こちらが全て他校と同じ高さになっておりますので、それで高さについては十分なものと考えております。

それと、あと野球部の練習方法についても改善しておりますので、それとあわせて万全なものになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 再質問ということで、2点質問したいと思います。

1番目の駐車場復旧工事なんですが、東側の工事ということでありましたのでお伺いしたいんですが、役場新庁舎が開設するのは30年度、来年ですよ、来年の予定なんですが、何で今この5,000万円を計上したかという理由と、それから以前、一般質問のところで、改修工事をしなくてもお返しできるような状況をしたかどうかというような一般質問もしたかとは思いますが、まず、1番は、なぜ29年度の当初に乗った、その理由を一番聞きたいなと思います。

あと、2点目が、3番目にお伺いしました防災無線の戸別受信機の件なんですが、電波状態が悪いところでは10万円ほど個人負担がかかってしまうのではないかと、今現在は希望者に対する配付は考えていないというお答えだったんですが、もう少し安価なもので配付をぜひ検討していただければという、その2点だけお答えをいただきたいと思います。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） 平成30年に新庁舎はでき上がって移転をいたします。

そういう中で、そもそも最初から、平成30年をもってお返しをする予定でございました。

ですので、30年をもってということは、30年の3月までに工事をというふう

に思っておったんですけれども、ことし、新年度の賃貸借の契約を再度お願いにまいりました。

そんな中では、地主の方は、ちょっと御高齢なので、御家族の方とお話をさせていただきましてけれども、その中で契約の見直しを求められてございます。

何とか調整をしたいなということで、お話を4度、5度と重ねてまいりましたけれども、なかなか合意に至りませんでしたので、その中で地権者の方の御意向として、そもそも賃貸借の契約の中に、現状復帰して返してくださいという1項目が最初から盛られております。

ということなので、改修工事をしなくても何とかというお話は、ちょっと私の記憶の中にはないんですけれども、最初からあそこはお返しするつもりでございました。

ただ、地権者の御意向で、そのまま何とか使いたいということであれば、そのままいただければいいんですけれども、契約の中には現状回復という1項目が入っておりますので、はなから契約、現状回復という予定でございました。

そのような中で、先ほど申しましたけれども、平成30年の返却予定を前倒しして、この4月からこの当初予算に盛らせていただいた中で、早々に工事を着工して、7月、8月にはお返しできるような形をしたいなというふうに考えているところでございます。

次に、防災無線の家庭配付のことについてなんですが、残念ながら、現段階では野元議員がおっしゃられるような安価なものはありません。

安価なもので対応できるものであれば、それはそれにこしたことはないと思っておりますけれども、現段階ではそのようなことがないものですから、これ、前にもお話をさせていただきましたけれども、メール配信サービスとか、それと、今回の防災マップの説明会でもお話したように、電話番号でのアンサーバック、そしてホームページ、パソコン等の関係で、何とか対応させていただきたいかなというふうに思っております。

いずれにしても、何とかできるだけ安価な方法で、誰もが入手できるような方法というのは考えて、今もおるところですけれども、昨年6月にも野元議員の御質問で、お答えさせていただきました。

一番、テレビなんていうのは、非常に便利で簡単に使えるものでございますので、この部分で新たな技術展開も開けているようなところもありますから、その辺を加

味したり、さらには、この新年度には総務省の信越総合通信局を介して、最悪の場合のことでございますけれども、臨時放送局運用開始に向けた取り組みも始めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 3回目なんで、1つだけお伺いします。

今の地権者の方と、うまく話が進まなかったというお話だったんですが、7月、8月に返されるということでありまして、職員さんの駐車スペース等はどのようにお考えになっているのか、その1点だけお伺いします。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

4月からは、そういうことで職員もとめることができません。

また、公用車も全てだめです。

ということになりますので、向こうのメルシャン跡地のところにとめたり、少し整理をしながら役場の前とかというふうに考えておりますので、それと個人の有料の駐車場も、職員については借用して対応していくという形を考えております。

なお、当然ながら御心配な議員の皆さんも、議会のときにありますので、それは職員の、今、役場の駐車場の下のところには、何台かは入れられるようになりますし、その分は十分に確保して、それと農業委員会のほうも当然定例的にありますので、対応できるような方法も考えながら、用意させていただいております。

また、この件については、10日の全員協議会の庁舎の建設の折にも、あわせて説明をさせていただくつもりでございましたので、図面とか細かいものも示しながらお話をさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） これで終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終わります。

○議長（古越 弘君） 日程第23 議案第18号 平成29年度御代田町御代田財産区特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の56ページをお開きください。

議案第18号 平成29年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、説明させていただきます。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成29年度御代田町御代田財産区特別会計予算を別冊のとおり提出する。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町の御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,284万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

こちら、平成29年2月13日開催しました御代田財産区管理会において同意を得てございます。よろしく申し上げます。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」

歳入でございます。

款1、財産収入、項1、財産運用収入。こちらハートピアの用地貸付料、基金の預金利子等の収入でございます。324万1,000円です。

項2、財産売却収入。こちら項目設定の1,000円を計上しております。

款2、繰入金、項1、基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金960万円です。

款3、繰越金、項1、繰越金。款4、諸収入、目1、雑入、こちら項目設定の1,000円ずつを計上してございます。

歳入合計、1,284万4,000円となっております。

3 ページをお願いいたします。

歳出であります。

款1、総務費、項1、総務管理費は委員の報酬、また管理委託料としまして、1,278万9,000円をお願いしております。

款2、予備費、項1、予備費は5万5,000円であります。

歳出合計、1,284万4,000円をお願いしております。

説明は以上です。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第24 議案第19号 平成29年度御代田町小沼地区財産管

理特別会計予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第24 議案第19号 平成29年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、議案書の57ページをお願いいたします。

議案第19号 平成29年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について、説明をいたします。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成29年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算を別冊のとおり提出する。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ322万1,000円と定め

る。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

こちら、平成29年2月13日に開催しました小沼地区財産管理委員会において同意を得ております。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」

歳入でございます。

款1、財産収入、項1、財産運用収入。こちら土地貸付料と基金預金利子でございまして、1万8,000円をお願いしてございます。

項2、財産売却収入は、項目設定の1,000円でございます。

款2、繰入金、項1、基金繰入金。こちらは財政調整基金からの繰入金で、320万円を計上してございます。

款3、項1の繰越金。款4、諸収入、項1の雑入につきましては、項目設定の1,000円ずつをお願いしてあります。

歳入合計、322万1,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

こちら、歳出の予算になります。

款1、総務費、項1、総務管理費。こちらは委員報酬あるいは土地管理の委託料等の経費でございまして317万8,000円でございます。

款2の予備費につきましては4万3,000円です。

歳出合計、322万1,000円となっております。

説明は以上です。よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 25 議案第 20 号 平成 29 年度御代田町国民健康保険事

業勘定特別会計予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 25 議案第 20 号 平成 29 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書 58 ページをお願いいたします。

議案第 20 号 平成 29 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、地方自治法の規定により別冊のとおり提出するものでございます。

予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 29 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ 19 億 2,310 万 3,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3、第 2 項に規定による一時借入金の借り入れの最高額は 3,000 万円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項のただし書きの規定により、歳入予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款項内で、これらの経費の各項の間の流用。

2 ページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算」

歳入でございます。

款 1、項 1、国民健康保険税でございます。予算額 4 億 3,559 万 9,000 円で、539 万円、1.2%の減でございます。現年度、徴収率は 94%で算定して

おります。一般、退職とも、被保険者が減少しております。

款 2、使用料及び手数料、項 1、手数料。こちらは 20 万円の計上でございます。

款 3、国庫支出金、項 1、国庫負担金でございます。3 億 1,527 万円で、1,090 万 2,000 円、3.3%の減でございます。療養給付費国庫負担金、介護納付金負担金、後期高齢者支援金国庫負担金、32%、高額医療費共同事業負担金の 4 分の 1、特定健康診査負担金 3 分の 1 の合計額でございます。

項 2、国庫補助金でございます。財政調整交付金が主なもので、7,940 万 2,000 円でございます。対象経費見込額の 7%で、前年度より 41 万 9,000 円の減でございます。

款 4、県支出金、項 1、県負担金でございます。高額療養費共同事業負担金の 4 分の 1、特定健康診査負担金 3 分の 1 で、1,710 万円で前年度より 79 万 5,000 円、4.9%の増でございます。

項 2、県補助金でございます。財政調整交付金は対象経費見込み額の 6%、特別調整交付金は 3%で 8,385 万 6,000 円で、1,652 万 1,000 円、16.5%の減でございます。

款 5、項 1、療養給付費交付金でございます。3,524 万 1,000 円で退職被保険者の療養給付費で、社会保険診療報酬支払い基金より交付されております。退職被保険者の減少に伴いまして 1,248 万 3,000 円、26.2%の減でございます。

款 6、項 1、前期高齢者交付金でございます。3 億 6,505 万 4,000 円で、5,133 万 7,000 円、16.4%の増でございます。

款 7、項 1、共同事業交付金でございます。4 億 3,025 万 7,000 円でございます。こちらは前年度並みの予算計上でございます。

款 8、繰入金、項 1、他会計繰入金でございます。1 億 2,954 万円で、2,097 万 7,000 円、13.9%の減でございます。こちらは一般会計から保健指導事業の繰入金と保健基盤安定繰入金が主なものでございます。本年度、29 年度につきましては、安定化対策事業繰入金として 2,000 万円が減額の主なものでございます。

款 9、項 1、繰越金でございます。こちらは 3,000 万円の予算計上でございます。

3 ページをお願いいたします。

款 10、諸収入、項 1、延滞金、加算金及び過料は 100 万 1,000 円、項 2、受託事業収入でございますが、こちらは 28 万円、項 3、雑入でございますが、30 万 3,000 円でございます。こちらにつきましては、前年度並みの計上でございます。

歳入合計でございます。19 億 2,310 万 3,000 円でございます。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、総務費、項 1、総務管理費でございます。予算額 696 万 4,000 円で 278 万 8,000 円、66.8%の増でございます。こちらにつきましては、国保制度改正に伴うシステム改修が増額の主なものでございます。項 2、調整費でございますが、こちら 332 万 5,000 円、項 3、運営協議会費でございますが、14 万 9,000 円でございます。こちらにつきましては前年度並みの予算計上でございます。

款 2、保険給付費、項 1、療養諸費でございますが、療養給付費療養費等でございます。9 億 4,406 万 6,000 円で、前年度より 2,058 万円、2.1%の減でございます。前年度の実績に基づき、一般療養給付費は 7,480 万円ほどで、これは月で試算しております。項 2 高額療養費でございますが、1 億 3,146 万 5,000 円で 545 万 8,000 円、4.3%の増でございます。こちらも前年度の実績に基づき試算しております。項 3、出産育児一時金でございます。840 万 5,000 円、項 4、葬祭諸費でございます。こちら 100 万円でございます。こちらは前年度並みの予算計上でございます。

款 3、項 1、後期高齢者支援金等でございます。2 億 3,411 万 7,000 円で、こちらは 78 万 2,000 円の増でございます。

款 4、項 1、前期高齢者納付金等でございます。19 万円の予算計上でございます。

款 5、項 1、老人保健拠出金でございます。こちらも事務費の拠出金で 2 万円の予算計上、こちらも前年度並みとなっております。

款 6、項 1、介護納付金でございます。9,698 万円で前年度より 807 万 4,000 円、9.1%の増でございます。

款 7、項 1、共同事業拠出金でございます。4 億 6,887 万 1,000 円で、こちら 1,595 万 1,000 円、3.5%の増でございます。高額療養費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金でございます。

5 ページをお願いいたします。

款 8、保健事業費、項 1、特定健康審査等事業費でございます。1,028 万 7,000 円でございます。項 2、保健事業費でございますが、1,040 万 3,000 円で、こちら前年度より 222 万円、17.6%の減でございます。こちらにつきましては、保健指導を行う職員の賃金と人間ドックの補助金等でございますが、保健師が正職員で採用されたため、臨時職員の減に伴うものでございます。

款 9、諸支出金、項 1、償還金及び還付加算金でございますが、315 万円で療養給付費国庫負担金返還が主なものでございます。

款 10、項 1、予備費でございますが、371 万 1,000 円で、前年度より 451 万 3,000 円の減となっております。

歳出合計でございますが、19 億 2,310 万 3,000 円でございます。予算規模でございますが、前年度より 559 万円、0.3%の増となっております。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 26 議案第 21 号 平成 29 年度御代田町介護保険事業勘

定特別会計予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 26 議案第 21 号 平成 29 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書 59 ページをお願いいたします。

議案第21号平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、地方自治法の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億3,239万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳入歳出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款項内でこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」、歳入でございます。

款1、保険料、項1、介護保険料でございます。予算額2億5,046万6,000円で、664万4,000円、2.7%の増でございます。基準額、月の基準額でございますが、5,160円での算定で、普通徴収、現年度徴収率は90%で算定しております。対象者の増に伴うものでございます。

款2、分担金及び負担金、項1、負担金でございます。823万9,000円で283万4,000円の増でございます。こちら介護予防事業の負担金の増によるものでございます。

款3、使用料及び手数料、項1、手数料でございます。督促料としまして3万6,000円でございます。

款4、国庫支出金、項1、国庫負担金でございますが、1億6,058万4,000円でございます。こちらは前年度並みとなっております。介護給付費負担金でございまして、在宅給付費の20%、施設給付費の15%の負担率でございます。項2、国庫補助金でございますが、5,708万5,000円で、調整交付金と地域支援事

業の交付金でございます。前年度より435万8,000円、7.1%の減となっております。こちら事業費はふえておりますけれども、補助金額の上限額が定められているため減となっております。

款5、項1、支払基金交付金でございます。2億6,105万2,000円で、前年度より225万6,000円の増でございます。介護給付費に要する費用の28%、地域支援事業費の28%の負担率で事業費の増に伴う増額でございます。

款6、県支出金、項1、県負担金でございますが、1億3,295万9,000円で前年度より314万9,000円、2.4%の増でございます。こちら介護給付費負担金でございますが、在宅給付費の12.5%を施設給付の17.5%の負担率でございます。項2、県補助金でございますが、922万6,000円で、地域支援事業交付金でございます。こちら80万円ほどの減となっておりますが、こちらの減につきましては、先ほど説明しました国庫補助金の関係と同じでございます。

款7、財産収入、項1、財産運用収入でございますが、基金利子としまして2万円の計上でございます。

款8、繰入金、項1、他会計繰入金でございますが、1億4,117万円で、一般会計からの介護給付費、地域支援事業費等への繰り入れでございます。304万2,000円の増でございます。

款9、項1、繰越金は1,000万円で前年度並みでございます。

3ページをお願いいたします。

款10、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、こちら1万円、項2サービス収入費154万8,000円、項3、雑入は3,000円、こちらにつきましては前年度並みでございます。

歳入合計でございますが、10億3,239万8,000円でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、項1、総務費でございますが、予算額1,746万7,000円で、こちら294万7,000円、20.3%の増でございます。こちら増の理由でございますが、第7期介護保険計画策定に伴う諸経費の追加、制度改正に伴う電算システム改修等に伴うものでございます。

款2、項1、保険給付費でございますが、9億320万5,000円で、こちら

も 904 万 7,000 円の増となっております。こちら介護サービス給付費、介護予防サービス給付経費等でございます。

款 3、地域支援事業費、項 1、包括的支援事業・任意事業費でございますが、4,428 万 4,000 円で、739 万 8,000 円、20.1%の増でございます。こちら地域包括支援センターの運営経費で居宅介護支援事業所ケアプラン作成委託料、介護保険制度改正に伴うシステム改修、配食サービス見込み額増に伴う増額が主なものでございます。項 2、介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、3,456 万円で、こちら 620 万 1,000 円、21.9%の増でございます。こちら要支援者等の多様な生活支援のため、現行の生活介護予防サービスに加えまして、基準を緩和したサービス A、住民主体のサービス B、短期予防集中サービス C 等に係る事業経費でございます。項 3、一般介護予防事業は 167 万円で前年度より 9 万 2,000 円の減でございます。

款 4、項 1、基金積立金は 5 万円、款 5、項 1、諸支出金でございますが 5 万 3,000 円、款 6、項 1、予備費は 3,110 万 9,000 円でございます。

歳出合計でございますが、10 億 3,239 万 8,000 円でございます。

全体の予算規模でございますが、前年度より 1,256 万 9,000 円、1.2%の増となっております。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 27 議案第 22 号 平成 29 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 27 議案第 22 号 平成 29 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書60ページをお願いいたします。

議案第22号 平成29年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、地方自治法の規定により別冊のとおり提出するものでございます。

予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,888万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。

款1、項1、後期高齢者医療保険料でございます。予算額でございますが、1億107万3,000円でございます。被保険者の増加によりまして、前年度より602万1,000円、6.3%の増でございます。普通徴収、現年度徴収率は99%で算定しております。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料、こちらは3万円の計上でございます。

款3、繰入金、項1、一般会計繰入金でございますが、3,491万円で、こちらにつきましては、前年度より4万1,000円の減となっております。

款4、項1、繰越金でございますが、5,000円。

款5、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料3万円、項2、償還金及び還付加算金2,000円、項3、雑入でございますが、283万3,000円、こちらにつきましては、前年度より32万4,000円の増となっております。こちら健康事業費広域連合支出金、人間ドックに対する特別調整交付金でございます。

歳入合計でございますが、1億3,888万3,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、総務費、項1、総務管理費は、予算額143万8,000円で前年度より9万8,000円の減でございます。項2、徴収費でございますが、賦課徴収経費

としまして39万5,000円でございます。

款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、1億3,397万2,000円で前年度より609万2,000円、4.8%の増でございます。

款3、保険事業費、項1、健診事業費でございますが、159万7,000円でございます。項2、保険事業費は133万円でございます。項4、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金15万円でございます。

款5、項1、予備費については、科目設定でございます。

歳出合計額でございますが、1億3,888万3,000円でございます。

予算規模でございますが、前年度より629万4,000円、4.7%の増でございます。

説明は以上でございます。

御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第28 議案第23号 平成29年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第28 議案第23号 平成29年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長補佐。

（建設水道課長補佐 金井英明君 登壇）

○建設水道課長補佐（金井英明君） それでは、議案書の61ページをお願いいたします。

議案第23号 平成29年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、地方自治法の規定に基づき、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書1ページをご覧ください。

平成29年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ152万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の2ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

款1、県支出金、項1、県補助金、本年度予算額19万8,000円です。償還事業の事務費、定額の4分の3の補助分でございます。

款2、繰入金、項1、他会計繰入金、本年度予算額69万1,000円です。一般会計からの繰入金でございます。

款3、繰越金、項1、繰越金、こちら科目設定の1,000円でございます。

款4、諸収入、項1、貸付金元利収入63万円でございます。項2、繰越金、加算金及び過料、本年度予算額1,000円で、こちら科目設定でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1、土木費、項1、住宅費、本年度予算額28万5,000円です。口座振替手数料、切手代、消耗品費等の事務費でございます。

款2、公債費、項1、公債費、本年度予算額123万6,000円でございます。町債元利償還金でございます。

歳出合計、本年度予算額152万1,000円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。お伺いいたします。

今回、この住宅新築資金、返済だけが残っている事業ですけれども、一般会計からの繰り入れが今回大幅に減額となっているわけですけれども、その理由についてお願いします。

また、今年度での未償還の金額、それから滞納件数、それから滞納額、そしてまた、これまでの一般会計からの繰り入れ総額についてお願いしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 金井建設水道課長補佐。

（建設水道課長補佐 金井英明君 登壇）

○建設水道課長補佐（金井英明君） それでは、お答えいたします。

本会計の公債費は、貸付先からの償還金を財源としていますが、それだけでは足りないため、不足分として一般会計からの繰越金により補填しているものでございます。

起債の償還が進んでいることに伴い、公債費も減少していきます。平成31年度をもって償還完了となる予定ですので、それに伴い、一般会計からの公債費のための繰り入れは終了となる予定でございます。

現時点での滞納等の現状ですが、平成28年度中の未償還見込みで延べ36名、滞納金額は1億5,782万円ほどになっております。

一般会計繰入金の総額につきましては、決算書等により集計いたしますと、平成28年度までで2億423万2,000円となっております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 31年度でもう償還が終わることなんですからけれども、今おっしゃったように、滞納はあるわけですね。それが今度はその滞納者については、町のほうに引き続き返済をしてもらうということになると思うんですけど、その後、31年でもう近々なんですけど、この見通しといいますか、どのように町は考えているんでしょうか。解決というか。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） このまま事業につきましては、31年度以降は一般会計からの繰り入れを行わず、返済だけを進めるということになります。

全体としてどうするかという点は、一人一人の方の状況なども見ながら、対応しなければいけないと思いますけれども、私が町長になったときに、滞納者全部訪問しましたけれども、既に高齢者世帯であったり、極めて経済的な困窮世帯が多く見受けられました。こうした方々にどのような形で引き続き返済していただくかとい

うことについては、返済計画を立てていただいて、月々できる、どのぐらい返済できるかということは、やはり一人一人とこう約束していただいて、継続していく以外にはないのではないかと、私としては考えておりますので、できる限り、町としての損失を最小限にとどめるということを最大の目標に、この件は対応していかなければならないと、極めて厳しい状況にあるというふうに思っています。

以上です。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終わります。

―――日程第29 議案第24号 平成29年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第29 議案第24号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長補佐。

（建設水道課長補佐 金井英明君 登壇）

○建設水道課長補佐（金井英明君） 議案書の62ページをお願いいたします。

議案第24号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、地方自治法の規定により、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ7億5,759万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」

による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金、本年度予算額1,503万7,000円、こちらは受益者負担金、分担金の現年分と繰越分でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、本年度予算額2億9,454万5,000円でございます。こちら公共下水道特別会計下水道の使用料の現年分と繰越分でございます。項2、手数料、本年度予算額23万6,000円です。指定工事店の申請手数料並びに督促手数料でございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、本年度予算額3,850万円でございます。こちらは全体計画の変更、御代田町浄化管理センターの長寿命化工事等の工事費でございます。補助率は50%から55%でございます。

款4、繰入金、項1、他会計繰入金2億2,628万7,000円です。こちら一般会計からの繰り入れでございます。

款5、繰越金、項1、繰越金、本年度予算額100万円でございます。

款6、諸収入、項1、遅延金、加算金及び過料、本年度予算額29万1,000円です。こちら延滞金等でございます。項2、雑入、本年度予算額2,000円です。科目設定でございます。

款7、町債、項1、町債1億8,170万円で、整備事業債、資本費の平準化債でございます。

歳入合計、本年度予算額7億5,759万8,000円です。前年度と比較いたしまして429万2,000円の増でございます。

3ページ目をお願いいたします。

歳出でございます。

款1、土木費、項1、都市計画費、本年度予算額2億3,275万1,000円です。通年の人件費、光熱費、処理費の維持管理費、浄化管理センターの長寿命化工事委託費などが主でございます。

款2、公債費、項1、公債費、本年度予算額5億2,304万7,000円です。町債の償還元金と利息でございます。

款 3、予備費、項 1、予備費、本年度予算額 180 万円でございます。

歳出合計、本年度予算額 7 億 5,759 万 8,000 円、前年度と比較いたしまして 429 万 2,000 円の増でございます。

次の 4 ページ目をご覧ください。

「第 2 表 地方債」。

起債の目的です。公共事業債、公共下水道事業、限度額 4,370 万円、資本費平準化限度額 1 億 3,800 万円でございます。合計です。限度額 1 億 8,170 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午後 3 時 01 分）

（休 憩）

（午後 3 時 11 分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

――― 日程第 30 議案第 25 号 平成 29 年度御代田町農業集落排水事

業特別会計予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 30 議案第 25 号 平成 29 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長補佐。

（建設水道課長補佐 金井英明君 登壇）

○建設水道課長補佐（金井英明君） 議案書の 63 ページをお願いいたします。

議案第 25 号 平成 29 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出いたします。

予算書の 1 ページをご覧ください。

平成29年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,036万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の2ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

款1、分担金及び負担金、項1、分担金、本年度予算額57万3,000円です。平成29年度の修繕工事費等でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、本年度予算額786万7,000円です。水洗化戸数158戸の使用でございます。項2、手数料、こちら項目設定でございます。

款3、繰入金、項1、他会計繰入金、本年度予算額2,162万1,000円です。一般会計からの繰り入れでございます。

款4、繰越金、項1、繰越金、本年度予算額30万円でございます。

款5、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、項2、雑入、こちらそれぞれ科目設定でございます。

次の3ページ目をお願いいたします。

歳出でございます。

款1、農林水産業費、項1、農地費、本年度予算額1,214万円でございます。消耗品、光熱費、長土連の維持管理委託費、施設の修繕料でございます。

款2、公債費、項1、公債費、本年度予算額1,737万4,000円です。町債元利償還金でございます。

款3、予備費、項1、予備費、本年度予算額85万円でございます。歳入歳出調整額となっております。

歳出合計、本年度予算額3,036万4,000円、前年度と比較いたしまして49万7,000円の増額でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第31 議案第26号 平成29年度御代田町個別排水処理施

設整備事業特別会計予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第31 議案第26号 平成29年度御代田町個別排水処理
施設整備事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長補佐。

（建設水道課長補佐 金井英明君 登壇）

○建設水道課長補佐（金井英明君） それでは、議案書の64ページをお願いいたします。

議案第26号平成29年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案に
ついて、地方自治法の規定により、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は次に定める
ところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,285万4,000円と定め
る。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出
予算」による。

次の2ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

款1、使用料及び手数料、項1、使用料、今年度予算額552万8,000円、
こちらは103基分の終了でございます。項2、手数料、こちら科目設定でござい
ます。

款2、繰入金、項1、他会計繰入金、本年度予算額732万3,000円でござ
います。一般会計からの繰り入れでございます。

款 3、繰越金、項 1、繰越金、こちらは科目設定でございます。

款 4、諸収入、項 1、延滞金、加算金及び過料、こちらも項目設定でございます。

歳入合計、本年度予算額 1,285 万 4,000 円でございます。前年度と比較いたしまして、24 万円の減額でございます。

3 ページ目をご覧ください。歳出でございます。

款 1、衛生費、項 1、保健衛生費、本年度予算額 654 万 5,000 円です。施設修繕料、管理委託料、事務費などがございます。

款 4、公債費、項 1、公債費、本年度予算額 590 万 9,000 円、町債元利償還金でございます。

款 3、予備費、項 1、予備費、本年度予算額 40 万円でございます。歳入歳出の調整のための予備費でございます。

歳出合計、本年度予算額 1,285 万 4,000 円でございます。前年度と比較いたしまして 24 万円の減でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 32 議案第 27 号 平成 29 年度御代田小沼水道事業会計

予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 32 議案第 27 号 平成 29 年度御代田小沼水道事業会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長補佐。

（建設水道課長補佐 金井英明君 登壇）

○建設水道課長補佐（金井英明君） 議案書の 65 ページをお願いいたします。

議案第 27 号 平成 29 年度御代田小沼水道事業会計予算案について。

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、平成 29 年度御代田小沼水道事業会計予算を別冊のとおり提出いたします。

次の予算書1ページをご覧ください。

平成29年度御代田小沼水道事業会計予算でございます。

第1条 平成29年度御代田小沼水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。給水件数3,900件、年間総有収水量77万7,000m³、1日の平均有収水量、2,128m³、主な建設改良工事、上水道改良工事総事業費1,456万5,000円で、主に東台12号線の排水管布設工事、西軽井沢排水地電磁流量計算、電磁流量計の交換、小規模の排水管の布設工事を予定しております。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億8,214万2,000円。内訳です。営業収益、1億6,092万6,000円。水道使用料、消火栓管理料でございます。営業外収益、2,121万6,000円、基金積立利息等でございます。

支出でございます。

第1款、水道事業費用1億8,154万3,000円、内訳でございます。営業費用1億6,527万1,000円、受水費、光熱費、修繕費等でございます。営業外費用1,577万2,000円、企業債の利息、消費税等でございます。予備費50万円でございます。

第4条 基本的収入及び歳出の予定額は次のとおり定める。

収入でございます。

第1款、基本的収入842万4,000円、内訳でございます。工事負担金842万4,000円、新規加入金、1件あたり13万円の60件分でございます。

支出でございます。

第1款、資本的支出5,002万1,000円、内訳でございます。建設改良費1,497万9,000円、こちらは改良工事費1,456万円と新規メーターの購入費でございます。企業債償還金3,304万2,000円、予備費200万円でございます。

2ページ目をお願いいたします。

第4条の2 地方公営企業施行令第4条第1項の規定により、債券及び債務として整理する未収金及び未払金の金額はそれぞれ1,268万8,000円及び678万5,000円、申しわけございません、こちら678万5,000円を663万9,000円

に訂正をお願いします。

第5条 一時借入金の限度額1,000万円と定める。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとする。職員給与費2,599万5,000円、交際費5万円でございます。

第7条 たな卸金の購入限度額は327万4,000円と定める。

続きまして、15ページをご覧ください。

平成29年度御代田小沼水道事業、予定キャッシュフロー計算書でございます。実際の現金の出し入れでございます。業務活動によるキャッシュフロー4,935万円の収入でございます。投資活動によるキャッシュフローです。655万5,000円の支出でございます。財務活動によるキャッシュフロー、3,304万2,000円の支出でございます。

資金増加額975万3,000円、こちらが黒字分となります。資金期首残高8億1,008万8,000円、資金期末残高8億1,984万1,000円でございます。平成29年度はおおむね1,000万円弱の基金積立を予定しております。今後の老朽管布設替えや配水池施設の更新に要する改良費として資本的支出に備える積み立てを行ってまいります。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑がある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第33 議案第28号 平成28年度御代田町一般会計補正予

算案（第5号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第33 議案第28号 平成28年度御代田町一般会計補正予算案（第5号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書の66ページをお願いいたします。

議案第28号 平成28年度御代田町一般会計補正予算案について御説明いたします。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度御代田町一般会計補正予算(第5号)を別冊のとおり提出する。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度御代田町の一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,511万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,623万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の2ページからの「第1表 歳入歳出補正予算」につきましては、本日お配りさせていただいております資料番号3で御説明をさせていただきます。

それでは、歳入から御説明をします。

款4、配当割交付金276万6,000円の増額をお願いしております。額確定による増額でございます。

以降、5款の株式等譲渡所得割交付金から10款、地方交付金までにつきましては、それぞれ額確定による増額補正でございます。

13、使用料及び手数料、項1の使用料276万9,000円のマイナス、減額となっております。こちら、複合文化施設の使用料で127万円、隣接の小諸、佐久市で新たな文化施設建設によりまして使用者数の減となっております。また、クラインガルテンは2棟が使用していただけなかったということで96万4,000円の減となっております。

款14、国庫支出金、項2、国庫補助金は2,041万1,000円の減となっております。臨時福祉給付金の給付事業の補助金が1,984万2,000円の減額

となっております。

款 15、県支出金、項 2、県補助金は 347 万 5,000 円の減額であります。新規就農・経営継承総合支援事業補助金 300 万円の減額など事業費確定によるものでございます。

款 17、寄附金は 1,415 万 5,000 円の増額をお願いしてございます。全額ふるさと納税寄附金の増額でございます。こちら 12 月のみで 2,655 万 5,000 円の収入があったということで、毎回で大変恐縮でございますが、今回も増額をお願いしてございます。

款 18、繰入金、項 1、基金繰入金は 3,070 万円の減額をお願いしてございます。財政調整基金 3,070 万円繰り入れる予算になっておりましたが、全額、減額をお願いしてございます。

2 ページをお願いいたします。款 20、諸収入、項 3、貸付金元利収入は 344 万 4,000 円の増でございます。奨学金の返還金 324 万円ということで、こちら繰り上げの償還等がございまして、予算より増となっております。項 4 の雑入は 2,763 万 1,000 円の増額をお願いしてございます。面替地区の地域振興基金積立負担金ということで 3,329 万 6,000 円をお願いしてございます。こちら歳出のほうで御説明しますが、面替地区地域振興基金の積立金に対します関係 3 市町の負担金となっております。佐久市で 2,213 万 1,000 円、軽井沢町で 921 万 5,000 円、立科町では 195 万円の負担をいただく予定となっております。

款 21、町債は 600 万円の減額でございます。こちら事業費の確定によりまして、公共事業等債、マイナス 510 万円、緊急防災・減災事業債、マイナス 90 万円をお願いしてございます。歳入合計 6,511 万 9,000 円でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらの主なものを御説明をさせていただきます。

款 2、総務費、項 1、総務管理費 4,222 万 3,000 円の増額をお願いしてございます。歳入でありましたが、ふるさと納税寄附金の増によりまして、特典事業の委託料 707 万 7,000 円、ふるさと創生基金への積立金 682 万 8,000 円を増額してございます。そのほか条例でも説明をさせていただきました収入印紙等調達基金の積立金として 50 万円、また土地開発公社で行うやまゆり工業団地の造成事業に対しまして、貸しつけを行う財源といたしまして、土地開発基金のほうに

3,000万円の積み立てをお願いしてございます。

款3、民生費、項1、社会福祉費は2,226万8,000円の減でございます。臨時福祉給付金事業で1,984万2,000円の減など、事業費確定による減額をお願いしてあります。項2の児童福祉費は981万6,000円の減額でございます。保育園のつくしんぼで一時保育補助金158万円をお願いしてございます。当初、つくしんぼのほうで保育士を確保できないというようなことから、一時保育できないような状況がありましたが、年度途中で保育士が確保できたということで、ここで増額をお願いしてございます。

款4、衛生費、項2の清掃費では3,100万9,000円の増額をお願いしてございます。歳入でも御説明をさせていただきました面替地区の地域振興基金の積立金3,500万円をお願いしてございます。

款6、農林水産業費、項1、農業費では567万8,000円でございます。新規就農・経営継承総合支援事業補助金で300万円の減、クラインガルテンの管理委託料は165万8,000円の減でございます。使用料についても減額をしてございまして、歳出のほうも減額ということで、今回の補正によりまして一般財源は補正も使わないで済んでいる状況となっております。

項2、林業費では333万円の減額でございます。こちら小諸市のほうで事業を実施しております。有害鳥獣の対策関連の経費としまして、保冷コンテナの購入費、保冷コンテナの設置工事費、収集運搬の委託料をそれぞれ計上してございましたが、こちら全額減額ということで、計上をお願いしてございます。

款8、土木費です。項1の土木管理費では263万8,000円ということで、県道改良の負担金額確定してございます。それぞれ減額をお願いしております。

それと、款4の都市計画費では341万円の減ということで、公共下水道事業の特別会計の繰出金の減額等によりまして減額をお願いしてございます。

次のページをお願いいたします。

款9、消防費では2,655万1,000円の減額です。消防団員の退職報償金で500万円の減額、また佐久広域連合の消防本部費、消防諸費の負担金ということで1,995万2,000円の減をお願いしてあります。

款10、教育費、項1、教育総務費では7,602万円の増額でございます。今後の教育施設の整備事業に備えるため、教育施設整備基金への積立金としまして7,600万

円の増額をお願いしました。

以上、歳出合計につきましては6,511万9,000円でございます。

予算書の6ページのほうにお戻りいただきたいと思えます。

「第2表 繰越明許費」でございます。合計で9事業、平成29年度へ繰り越しをお願いしたいということで計上をしております。

款2、総務費、項1、総務管理費では文書ファイリングシステムの委託料としまして541万1,000円、役場庁舎の整備事業として1億3,754万1,000円、項3の戸籍住民基本台帳費では、個人番号カードの交付事務の経費としまして116万9,000円をお願いしております。

款6、農林水産業費、項3、農地費では、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業1,759万3,000円、また農業体質強化基盤整備促進事業としまして1,314万7,000円の繰り越しでございます。

款8、土木費、項2、道路橋梁費では、都市再生整備計画事業の道路事業で8,680万円、また道路新設改良事業で500万円の繰り越しでございます。

項4、都市計画費では、都市再生整備計画事業といたしまして、公園の遊歩道の整備で1,900万8,000円、また項5の住宅費では町営住宅維持管理経費としまして175万円の繰り越しをお願いするものでございます。合計2億8,741万9,000円でございます。

次の7ページをお開きいただきたいと思えます。

「第3表 地方債補正」で変更でございます。初めに、公共事業等ということで、補正前の限度額2億670万円につきまして2億160万円と510万円を減額をさせていただきます。また、緊急防災・減災事業としまして690万円に対しまして、補正後600万円ということで90万円の減額でございます。ともに事業費確定による減額補正をお願いしております。

説明は以上になります。よろしく御審議いただくよう、よろしくお願いいたしません。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

五味高明議員。

（3番 五味高明君 登壇）

○3番（五味高明君） 議席番号3番、五味高明です。

予算書の24ページの上段ですね。クラインガルテンのところなんですけども、今の説明で、クラインガルテンについては、使用料ですね、2棟を消すということで、96万4,000円、マイナスだったと。それに対して、クラインガルテン管理委託料が165万8,000円減額になったんで、トータルとしてはプラマイゼロで一般財源を使わずに済んだという今御説明がありましたけども、この中で、この一般管理委託料なんですけど、もともと予算をさかのぼって、当初予算で194万2,000円見ていて、今回165万8,000円の減額ということで、累計で28万4,000円を使ったという形になるんですけども、きょう午前中の、29年度の予算の中で、この管理料101万円というお話があって、それはシルバーへの委託料ですといういろいろ内訳があるんですけど、こういう話があったんですけども、28年度もラウベは8分の6埋まっているわけですよ。29年度の予算、例えば8棟全部埋まったにしても、このギャップが大きいんじゃないかなということで、その辺の値ですね、29年度の予算で今の、今回の実績でいくと3.6分の1ぐらいなんですよね。ちょっとラウベの数からあれしても、ちょっとギャップが大きいんじゃないかと思うんで、その辺の御説明をお願いします。

○議長（古越 弘君） 平林産業経済課長。

（産業経済課長 平林正枝君 登壇）

○産業経済課長（平林正枝君） それではお答えいたします。

補正予算書の24ページのクラインガルテン管理委託料165万8,000円の減額補正の内容についてですが、この施設の管理委託につきましては、平成28年度からシルバー人材センターと委託契約を結んでおりますが、2月末までの実績で、支出額が議員御指摘のとおり、約20万円となっております。今回165万8,000円の減額補正案を提出させていただいているところでございます。

クラインガルテン事業を開始しました平成27年度は2名の臨時職員の方を採用しまして、施設の管理を行っていただきましたが、皆さん御存じのとおり、当初計画に対する施設の利用率が低く、またラウベの全棟利用にいたらなかった実績を受けまして、平成28年度からは施設の管理業務の内容を見直しまして、臨時職員による常時の管理ではなくて、施設の使用時などの必要時のみの管理委託の形態に変更して、当初予算を計上いたしました。

28年度の当初予算の計上時ですけれども、交流施設等の利用がない場合でも2日に1回は施設の管理を委託する予定で、年間190日という程度の予算を計上しましたが、実際の執行の中では交流施設の利用時ですとか草刈り等の作業が必要などときのみ作業委託を行いましたので、結果としまして予算額を大幅に下回る実績となったため、今回、大きく減額をさせていただいたところでございます。

議員のほうからも28年度、今年度の実績に対して、来年度の、29年度の当初予算では101万円ということで委託費を要求しておりますが、それはどういうことかという御質問がありましたが、理由は2つございます。一つは、平成29年度は交流事業の開催をふやして、施設を有効利用しよう、有効活用したいと考えているため、今年度の交流事業の開催実績は2月末で23回ございましたが、これ月平均2回程度になりますけれども、来年度は今年度以上の開催となる月3回から4回の開催を目標として事業を実施する予定ですので、その分の管理委託経費を計上させていただきます。

2点目は、今年度初めて1年間を通して施設の管理運営を行ったことによりまして、年間を通じて必要となる業務が明確となったということです。今年度は年度当初からラウベに2棟の空きがありまして、その分の使用料の収入が入ってこない状況でありましたので、収入に見合う支出を行うよう、つまり、一般財源を投入することなく利用料の収入で事業が執行できるよう、徹底して予算の執行管理を行った結果、必要最低限の業務委託のみの実績となりました。

来年度は予算計上した管理日数の中で、利用者の方が快適に施設を利用していただけよう、今年度は実施していなかった、例えば夏場の交流施設内の花壇の水やりの作業、それから冬場の雪かきの作業、秋から冬にかけて利用者がいない間のラウベの水道管凍結防止や防犯等の見回り作業、こういった業務を追加することによりまして、施設管理として必要となる経費を計上し、28年度の実績を上回る101万円の予算要求とさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 了解しました。ぜひ、今言われたように、29年度、この予算が消化できるようにラウベも待ってと、いろいろな交流イベントもやってということぜひお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終わります。

―――日程第34 議案第29号 平成28年度御代田町国民健康保険事

業勘定特別会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第34 議案第29号 平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 予算書67ページをお願いいたします。

議案第29号 平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法の規定により別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,613万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,810万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、でございますが、補正額3,629万6,000円の減額で、28年度交付額変更に伴うものでございます。

款4、県支出金、項1、県負担金でございますが、127万1,000円の増額でございます。こちらも28年度交付額変更に伴うものでございます。

款5、項1、療養給付費交付金431万1,000円の減額でございます。こち

らも同様に交付額の変更に伴うものでございます。

款 7、項 1、共同事業交付金でございますが、交付額確定によりまして、319万3,000円の増額でございます。

款 9、繰入金、項 1、他会計繰入金でございますが、保健事業実施に伴う職員の人件費分で、標準報酬月額改定によりまして8,000円の増額でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2、保険給付費、項 1、療養諸費は補正額でございますが88万5,000円の増額で、一般被保険者療養給付費の海外療養費が増加しているためでございます。項 2、高額療養費から款 6、項 1の介護納付金まででございますが、こちらは財源変更でございます。款 7、項 1、共同事業拠出金、こちら28年度拠出額確定によりまして1,255万5,000円の減額でございます。

款 8、保健事業費、項 2、保健事業費でございますが、こちら保健事業の実施に伴う職員の人件費分で、標準報酬月額改定によりまして8,000円の増額でございます。

款 11、項 1、予備費でございますが、2,447万3,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

以上で、提案理由の説明を終わりました。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第35 議案第30号 平成28年度御代田町介護保険事業勘

定特別会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第35 議案第30号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書68ページをお願いいたします。

議案第30号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書1ページをお願いいたします。

平成28年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,505万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

款2、分担金及び負担金、項1、負担金でございますが、補正額52万3,000円の増額でございます。配食サービス利用者見込み増に伴うものでございます。

続きまして3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3、地域支援事業費、項2、包括的支援事業・任意事業費でございますが、補正額87万円の増額でございます。こちら配食サービス委託料の増額が主なものでございます。

款8、項1、予備費でございますが、34万7,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長(古越 弘君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第36 議案第31号 平成28年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第36 議案第31号 平成28年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書69ページをお願いいたします。

議案第31号 平成28年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、地方自治法の規定により別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,149万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

款1、項1、後期高齢者医療保険料でございます。補正額でございますが、新規被保険者増加等によりまして360万8,000円の増額でございます。

款5、諸収入、項3、雑入19万4,000円の増額で、健診受診者、人間ドック受診者等の増加によりまして、特別調整交付金等が増加したものでございます。

続きまして、3ページをお願いします。

款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。補正額361万1,000円の増額で、保険料等の負担でございます。

款3、保健事業費、項1、健診事業費、こちらは健診受診者の増加によりまして、8万円の増額でございます。項2、保健事業費、人間ドック受診者の増加によりま

して11万5,000円の増額でございます。

款5、項1、予備費は4,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。

御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第37 議案第32号 平成28年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第37 議案第32号 平成28年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長補佐。

（建設水道課長補佐 金井英明君 登壇）

○建設水道課長補佐（金井英明君） 議案書の70ページをお願いいたします。

議案第32号 平成28年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、地方自治法の規定により、別冊のとおり提出いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2,108万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,494万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の2ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金、既定額に対しまして135万4,000円

の増額をお願いするものでございます。こちらは受益者負担金の1月末日における収入見込みによる増額でございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、既定額に対しまして1,140万円の減額をお願いするものでございます。こちらは浄化管理センターの耐震延命化工事並びに第2期分の設計業務が完了に伴うもの、事業が完了いたしまして、確定するもので、減額するものでございます。

款4、繰入金、項1、他会計繰入金250万円の減額でございます。こちら一般会計からの繰り入れでございます。

款6、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、既定額に対しまして76万円の増額をお願いするものでございます。収入見込み額の増額でございます。

款7、町債、項1、町債、既定額に対しまして930万円の減額をお願いいたします。交付金事業の確定に伴う減額でございます。収入合計、既定額に対しまして2,108万6,000円でございます。補正後の総額7億2,494万4,000円でございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、土木費、項1、都市計画費、既定額に対しまして2,108万6,000円の減額でございます。こちら先ほどの国庫補助事業でございます。情報管理センター事業の事業費の確定に伴う減額でございます。

このほかには、標準報酬額の改定に伴う増額4,000円分が含まれております。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」、変更いたします。

起債の目的でございます。公共下水道事業、補正前の限度額を4,910万円から930万円を減額いたします。補正後の限度額を3,980万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第38 議案第33号 平成28年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第4号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第38 議案第33号 平成28年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長補佐。

（建設水道課長補佐 金井英明君 登壇）

○建設水道課長補佐（金井英明君） 議案書の71ページをお願いいたします。

議案第33号 平成28年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第4号）について、地方自治法の規定により、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。平成28年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条 平成28年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出でございます。

第51款、水道事業費、内訳でございます。第1項、営業費用、営業費用といたしまして4万3,000円の増額をお願いするものでございます。

営業外費用並びに予備費につきましては、増額変更ございません。したがって、補正額は4万3,000円となり、総額1億8,529万3,000円でございます。

第2条 予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。こちらにつきましても、標準報酬額の改定に伴うものでございます。職員給与費を4万3,000円増額をお願いするものでございます。総額2,631万1,000円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 39 報告第 2 号 平成 29 年度御代田町土地開発公社事業

計画及び予算の報告について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 39 報告第 2 号 平成 29 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の 72 ページをお願いいたします。

報告第 2 号 平成 29 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について、平成 29 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を、平成 29 年 2 月 10 日、御代田町土地開発公社理事会において決定し、提出されましたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項により、別紙のとおり報告をするものでございます。

それでは、こちら 2 枚おめくりをいただきまして、計画及び予算案の 1 ページをお願いいたします。

それでは、平成 29 年度の土地開発公社の事業計画と予算について御説明をさせていただきます。

初めに、平成 29 年度御代田町土地開発公社事業計画です。

平成 29 年度御代田町土地開発公社の事業計画を次のとおりとする。

1 土地造成事業、事業計画としまして、（1）用地名、やまゆり工業団地、（2）事業予定面積、7,654.49 m²、（3）事業予定金額 1,572 万 4,800 円です。こちら 28 年度取得をいたしました、やまゆり工業団地の造成工事及び道路工事の測量設計を計画するものでございます。

2 ページをお願いいたします。こちら平成 29 年度の土地開発公社予算となっております。

総則第 1 条 平成 29 年度御代田町土地開発公社の予算は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりとする。

収入。

第2款、事業外収益、第1項受取利息、こちら1,000円となります。こちら預金利子の収入でございます。

続きまして、支出、第2款、販売費及び一般管理費、第1項、販売費及び一般管理費、18万3,000円となります。こちら18万3,000円の内訳は、理事の報酬、また法人町県民税等の事務費の額となっております。収益的収入支出の差引額はマイナス18万2,000円でございます。

3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出。

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、資本的収入はございません。ゼロ円です。

支出、第1款、資本的支出、第3項、土地造成事業費1,572万5,000円でございます。先ほども御説明をさせていただきました、やまゆり工業団地における用地造成と道路工事の測量設計業務を委託する計画でございます。1,572万5,000円でございます。

次の4ページから7ページにつきましては、収益的収入支出、資本的収入支出の実施計画と資金計画でございます。後ほど御確認をお願いいたします。

8ページ、9ページにつきましては、こちら29年度の土地開発公社予定損益計算書、予定貸借対照表となります。こちらまたご覧をいただければと思います。

以降につきましても10ページ、土地開発公社の予定キャッシュフロー計算書、11ページ以降は第45期、29年度の付属明細表となっております。こちらのほうも土地等の内訳について御確認いただければと思います。

以上のおり報告をさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって平成29年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

以上で全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号から議案第33号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表

のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第40 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める

ことについて――

○議長(古越 弘君) 日程第40 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書73ページをお願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記としまして、氏名、山本卓男、住所、御代田町大字馬瀬口2552番地、生年月日、昭和21年8月20日。

もう一方ですが、氏名、柳澤福美、住所、御代田町大字草越1173番地966、生年月日、昭和27年4月2日でございます。

任期は、平成29年7月1日から平成32年6月30日の3年間でございます。

推薦理由といたしましては、まず山本卓男さんですが、平成23年7月より人権擁護委員として活躍していただいております。現在、2期目ではありますが、佐久人権擁護委員協議会での信頼も厚く、佐久人権擁護委員会会長として中心的な役割を担っております。

また、人格、識見が高く、地域での人望も厚く、適任者でありますので、推薦いたします。

続きまして、柳澤福美さんですが、平成13年から平成23年までの9年間、民生児童委員として活躍し、この間、御代田町社会福祉協議会評議員も務められまし

た。また、平成22年からは御代田町生活介護サポーターとして地域の皆様のために御尽力いただいております。

人権擁護委員としては現在1期目ですが、人格、識見が高く、積極的に地域の活動にかかわっておられ、適任者でありますので、推薦いたします。

説明は以上でございます。御意見をいただき、御承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、諮問第1号を採決します。本案は、適任することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

―――日程第41 請願第13号 伊澤正男氏の作品集寄贈に関する請願―――

―――日程第42 陳情第17号 「共謀罪」創設に反対する陳情―――

○議長（古越 弘君） 日程第41 請願第13号 伊澤正男氏の作品集寄贈に関する請願について、日程第42 陳情第17号 「共謀罪」創設に反対する陳情について、本定例会に提出され、受理しました。

お手元に配付してあります請願、陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、この後4時30分から議員控室において全員協議会を開催しますので、関係各位の出席を願います。

御苦労さまでした。

散 会 午後 4時19分